

# 令和7年第3回定例会会議録（第6号）

令和7年9月25日

## ○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	財政課長	河野文彦
農林水産課長	塩出政弘	生活環境課長	堀英樹

高齢者福祉課長	甲 斐 博 幸	ひと・くらし支援課参事	入 田 純 子
都市計画課長	山 田 栄 治	都市整備課長	田 邊 和 也
公園緑地課長	久 保 田 仁	学校教育課長	宮 川 久 寿
学校教育課参事	藤 内 護	消防本部次長 兼 総務課長	永 路 尚 道
消 防 本 部 予 防 課 長	此 本 康 秀		

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	尾 崎 美由紀	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 任	首 藤 卓 也	主 任	定 宗 隆一郎
主 事	今 留 蓮	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第6号）

令和7年9月25日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○22番（松川峰生） さて、今回2つ質問を上げさせていただきました。今年2月の26日に、岩手県大船渡市で大規模な森林火災が発生しました。41日後、4月7日に鎮火宣言されましたけれども、その間毎日のようにニュース、テレビ、新聞で取り上げていまして、住民の皆さんの悲壮な声も聞きました。大変な状況だなというふうに感じましたので、今回このテーマを取り上げました。

今回の火事、現地調査の結果、一部焼け残りを含む延焼範囲が約3,370ヘクタール、これは東京ドームの約730個分に匹敵し、焼失面積は大船渡市の約10%に相当する、すごい範囲だと思います。最大避難者数は約4,300人、住宅は200棟以上が被害を受けるなど、大規模な森林火災となりました。この火災は1960年以降、国内最大級の森林火災と言われ、焼失面積も平成以降は最大で、3月には岡山市、愛媛県今治市、宮崎市でも大規模火災が発生しています。消防白書によりますと、2023年全国で発生した森林火災の約1,300のうち、月別では3月、4月、2月、この3か月間で全体の5割を占めると言われています。消防庁や林野庁によると、この時期は雨が少なく、空気が乾燥し、山林の草、枝葉は燃えやすい状態にあるという一方で、林業の衰退や山間部の過疎化が森林火災の背景にあるとの見方もあります。

そこで本市の森林火災件数、発生場所、その原因、焼失面積について分かる範囲で結構です、答弁ください。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

初めに、消防法令の火災種別では、森林、原野または牧野が焼損した火災を総称して林野火災と定義しておりますので、その用語を使わせていただき、答弁いたします。

それでは、本市の過去3年間における林野火災の状況ですが、令和4年の発生件数は1件であり、発生場所は東山の由布岳正面登山口から約600メートル北側付近の森林でございまして、焼損面積は約1アールで、出火原因につきましては、火入れで発生した火の粉が強風にあおられ、落葉などに燃え移ったと判定しております。

次いで、令和5年は同じく1件発生しており、山の口の田畑で約0.5アールを焼損し、雑草を燃やしていたところ、枯草などに燃え移ったと判定しております。

最後に、令和6年は4件発生し、1件目は、大字南立石の鶴見岳の原野で約41アールを焼損し、入山者がガスバーナーを使用した際に、枯草などに燃え移ったと判定しております。2件目は明礬の畝原という名称の地域の原野で、約500アールを焼損し、火入れを行っていた火の粉が風にあおられ、枯草などに燃え移ったと判定しております。3件目は大字内竈字扇山の原野で、約38アールを焼損し、たばこの不始末により枯草などに燃え移ったと判定しております。4件目は明礬の畝原という名称の地域の原野で、約3アールを焼損し、集めた雑草を燃やしていたところ、枯草などに燃え移ったと判定しております。

○22番（松川峰生） 結構別府も火災が発生してます。ただ、先ほど申し上げましたけれども大船渡市のような、あれだけ大きな火災に至らなかったのは、やはり日頃の消防署関係の皆さんが鍛錬をし、そして早い対応をしたからだ、そのように思っております。

そこで、日本の林野火災の多くは小さな地表火にとどまっています。専門家は今回の大船渡市の火災は、樹冠火が発生したと指摘しています。岡山市や今治市で起きた森林火災でも樹冠が燃えている様子が確認されています。そこで、樹冠火と地表火とはどのようなものか。説明してください。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

樹冠火は枯葉全体が燃えることです。次に、地表火は落葉や枯葉など、地表にある可燃物が燃えることであり、一般的には地表火から樹冠火へと拡大し、飛火の危険性が高まります。また、岩手県大船渡市林野火災の燃焼の形態として、樹冠火によって枯葉が失われた林の様子や、地表火により地表にある落葉や枯葉が燃焼していたことが、総務省消防庁の研究機関である消防研究センターの現地調査によって確認されております。

○22番（松川峰生） 簡単に言いますと樹冠火、これは樹木全体が炎に包まれて燃える状態だと思います。特にスギ、ヒノキ、アカマツなどの針葉樹では起こりやすく、広葉樹ではあまり見られないと言われております。問題は、この火の高さが、木が高ければ高いほど、20メートルから30メートルに達し、勢いが強いということで、非常に消火が厳しいということも言われております。地表火は今説明がありましたように、低い雑草や草など森林火災の中で発生しやすい状況があるのではないかなというふうに思っております。

実は私が幼少の頃、今から65年ぐらい前ですけども、まだ当時今のサッカー場、それからハイパフォーマンスジム、あの辺は全部山林で、進駐軍のグラウンドがありました。そして、ハイパフォーマンスジムのところは拳銃の射撃場でありました。当時私まだ小学校5、6年だったと思います、65年ぐらい前ですから、実射も見たことがありますけども、その当時結構火災が多くて、うちの周りとか、今の鶴見台中学の辺り、よく火災が起きてました。近所のおじさんが、峰ちゃんあんたもちょっと今から行こうと、おじさんが木を切ってくれました。それで地面を叩いて火を消したらいいよという、私もしたことが何回かあります。それが今考えれば地表火ではないかな。その後一気に燃え上がって、実相寺山の近くは竹林が多いんで、爆発する音が、激しい音が今でも記憶に残っております。一挙に燃え上がる、これがすごい勢いで、消防団の皆さんや消防署の職員さんが来て、しっかりと対応した記憶が今でもあります。近年はうちの近くではそういう火災がないんですけども、そういう記憶が今でもあるところでございます。

そこで、林野火災の要因には、自然火災と、それから人的要因の2つがあります。その要因について伺います。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

林野火災の原因は、大きくは自然発火によるものと人為的によるものの2つの要因に分けられます。まず、自然発火の要因として、乾燥を起因するところが大きいとされ、森林などが乾燥することにより、落葉や枯草の水分が失われ、風が吹くことで枯葉同士が摩擦して種火が生まれ、ほかの乾燥した枯葉や枯草へと燃え移ることで先ほどの地表火となり、火災が広がっていきます。また、自然発火として、摩擦以外で考えられるのが落雷による火災ですが、天候の関係などで、小規模で収束すると言われております。

次に、人為的要因として、たき火、火入れ、たばこの不始末や放火によるものなどが考えられております。農林水産省林野庁によりますと、令和元年から5年までの原因として、たき火が最も多く、次いで火入れとなっており、多くは人為的要因が占めているとされております。

○22番（松川峰生） 今、答弁でもありましたけども、近年、地球温暖化、あるいは気候変動との関連がある、あります。乾燥や干ばつ、自然発火が起こりやすい、今環境が増加しております。一方、今の答弁の中にもありましたけれども、日本の林野火災の約9割以上が人的要因と言われております。

そこで、この林野火災は延焼のスピードが速く、大船渡市の火事では、近隣の県を含む10都県以上から消防隊員が消火活動に加わり、その消火活動の一翼を担う消防団の減少が今、止まらない状況が続いております。この消防団の減少は、今後の消防力に影響を及ぼすことが懸念されますが、消防庁は今年の4月1日現在、消防庁は前年比1.9減の約73

万 2,000 人で、過去最少を更新し、また県内の消防団は令和 6 年 4 月現在で 1 万 3,244 人、うち女性の方が 289 人で、県内の消防団も全国的な傾向と同様、過去 10 年間で 15% 減少していますが、本年の、本市の直近 3 年間の消防団の推移及び消防団員の年齢について現状どのようになっていますか。答弁ください。

○消防本部次長兼総務課長（永路尚道） お答えします。

現在、本市の消防団条例定数におきましては 500 人でございます。その中で、過去 3 年間の消防団員数につきましては、令和 4 年が 408 人、令和 5 年が 396 人、令和 6 年が 384 人となっております。なお、本年 4 月 1 日現在は 380 人で、本市においても少人数ですが減少傾向となっております。

また、年齢層におきましては、本年 4 月 1 日現在ですが、29 歳未満が 26 人、30 歳から 39 歳までが 59 人、40 歳から 49 歳までが 119 人、50 歳から 59 歳までが 83 人、60 歳以上が 93 人で計 380 人となっております、平均年齢につきましては 49.4 歳となっております。

○22 番（松川峰生） 今、3 年間の定員に対する人数を答弁いただきました。充足率は令和 4 年で約 82%、5 年で約 79%、6 年で約 78%、本市も答弁のとおり減少傾向にあります。また、年齢につきましてもお聞きしましたところ、やはり高齢化が進んでいるということが分かります。

そこで、この消防団の減少理由について、今、消防本部としてはどのような見解をお持ちですか。

○消防本部次長兼総務課長（永路尚道） お答えします。

近年、就業構造の変化により、サラリーマンなどの被雇用者の割合が増加し、時間的拘束のため、消防団としての活動が困難となること、若年層人口の減少による新規加入団員の減少、また高齢化による退団者の増加が主な理由だと考えております。

このような状況を踏まえ、就業構造や個人のライフスタイル、価値観の尊重に配慮しながら、入団促進の方策や活動環境の整備を行う必要があると考えております。

○22 番（松川峰生） 昭和 20 年代には 200 万人を超えていました。平成 2 年には 100 万人を切り、令和 4 年には 78 万人まで減少しております。内閣府の調査では、団員の減少の理由として先ほど答弁がありましたけども、他に若年層の入団意識の低さ、体力に自信がない、職業との両立が厳しい、地域社会のつながりの希薄化、若者の価値観の変化、消防団への魅力を感じない、負担が大きいと感じることが指摘されています。さらに団員の高齢化が進み、体力的な不安や他の理由で退団者の増加も主な原因となっております。

そこで、本部消防団としては、団員増加に向けた啓発活動はどのような取組を行っていますか。

○消防本部次長兼総務課長（永路尚道） お答えします。

本市消防団は消防団長以下 18 の分団で構成され、各分団の長が消防団募集推進委員となり、各地域の住民などに対し入団の声かけを行っています。また、消防団は非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、ほかに本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っているところでございます。

常備消防機関である消防本部は別の組織となりますが、消防団に関する事務をつかさどっていることから、市報や SNS をはじめとした広報などにより、消防団の認知度を高めるとともに、新規入団を促しているところでございます。

なお、今年度は大分県が主管となり、地域防災力向上事業として市内の県立高校に声かけをし、生徒会で構成される防災リーダーによる消防団格納庫の見学や消防団員との交流を計画しています。これは地域防災力の要である消防団と体験型教育を実施することで、生徒たちの防災意識の高揚を図るとともに、次世代の地域防災の担い手確保につなげたい

と考えております。

- 22 番（松川峰生） 大変御苦労されているような気がします。

そこで、実は9月24日の某新聞に楠町で、うちで言うならば対話集会ですね、消防団の方と議員の対話集会の中で、消防団の幹部の方はこのような記事を掲載しています。やはり消防団が少ない、入り手がないということで、若者の減少や休日の訓練参加を敬遠する人の増加などで、団員確保が厳しさを増しているという指摘が相次ぎ、勧誘すると入団のメリットはと聞かれて困る。報酬の増額など具体案、具体策が必要といったような記事が載ってましたね。披露させていただきます。

この林野火災によって消失する森林の面積は、近年増えております。アメリカシンクタンクの世界資源研究所によりますと、2024年に地球全体でそうした森林は1,350万ヘクタールで、これはギリシャの国土面積に相当すると言われております。これは2023年の1,190万ヘクタールから13%増加し、2025年に入ってもアメリカ・カリフォルニア州や日本、韓国、カナダなどで大規模な火災が立て続けに発生していますが、専門家はいずれも、人為的な気候変動によって気温や雨量に変化があったという分析結果を発表しています。林野火災は被害を出すだけではなく、温暖化を加速させる悪循環を生み、温暖化が進むことで林野火災を引き起こしやすい環境をつくることとなります。

このような様々な要因によって、林野火災が発生し、これが本部の消防力を超える火災の場合、消防本部として近隣市との消火活動連携体制については、どのようになっているかお伺いしたいと思います。

- 消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

林野火災の対応として、住宅地を含む延焼の拡大防止に重点を置き、地上からのドローンによる情報収集により、地上部隊の配置や、背負い式の消防水のう、通称ジェットシューターなどを使用した消火活動を的確に行っております。また、防災ヘリコプターの活用が非常に有効な消防戦術の一つでございます。ちゅうちょすることなく、早期に防災航空隊への出動を要請し、防災ヘリコプターと地上部隊との消火活動の連携による迅速かつ効果的な活動を実施しております。さらに延焼拡大のおそれがある場合には、本市防災局をはじめとする関係各課が緊密な連携を取り、SNSをはじめとしたインターネット媒体での情報発信や、避難所開設など最大の防災効果が図れる協調体制を整えております。

なお、近隣の消防機関に対し、時期を逸することなく、消防相互応援協定に基づく要請、必要に応じた自衛隊の災害派遣や、他県に対し、緊急消防援助隊の出動要請も早期に判断し、消防力を増強して火災拡大の防止を図っております。

- 22 番（松川峰生） 岩手県大船渡市の大規模林野火災の教訓を受けて、消防庁と林野庁の有識者会議が8月26日、対策などをまとめた報告書を公開しています。その中で、林野火災の危険性が高い気象条件の際、自治体が注意をする呼びかけを行っております。この林野火災意報を新設することが盛り込まれていますがけれども、この林野火災注意報設置の内容はどのようなものか、答弁ください。

- 消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

前3日間の合計降水量1ミリメートル以下、かつ乾燥注意報が発表されているなどで定められた気象状況の指標により、各市町村が屋外での火の使用について林野火災の注意報を発令するものです。林野火災注意報の創設後は、発令の指標に到達した時点で、迅速にSNSをはじめとしたインターネット媒体で速やかに発信することにより、市民によるたき火や火入れなどの行為者に限らず、他市からのレジャーによる入山者の方も念頭に置き、注意を促したいと考えております。

- 22 番（松川峰生） 日本の国土の7割近くは森林であります。この地球環境の変化は、大規模な林野火災の発生に関連があるのであれば深刻な事態であると、そのように思ってお

ります。日々対策を立てなければなりませんけれども、改めて林野火災の対策について、消防長の見解を伺いたいと思います。

○消防長（浜崎仁孝） お答えいたします。

地球の環境についても、観測を行っている JAXA、宇宙航空研究開発機構によりますと、毎年、地球全体で規模の大きな林野火災が観測されている背景として、温暖化による地表面温度の上昇や融雪時期の早期化、そして干ばつなど地球環境の変化は、少なからず影響を及ぼす可能性が示唆されております。日本国内では気温の上昇する夏場においても、比較的湿度が高いため、世界的規模の林野火災は発生しておりませんが、小規模な火災は別府市においても毎年発生しております。まずは未然に防ぐことを念頭に置き、本市消防本部といたしましては、防火ポスターの掲示など日常的に注意が払われるように働きかけ、強風時には消防車両によるパトロールを行うことで、市民の注意喚起に努めるとともに、さらには消火活動を迅速に行い、安全管理に的確な対応を取るため、指揮統制を確立した体制の強化を図っております。

今後も引き続き、関係機関との連携を強固なものにし、より実効的な林野火災の対策を行い、誰もが安全・安心に過ごせるまちづくりのため、火災予防の普及啓発を推進し、火災の未然防止や被害の軽減に努めてまいり所存でございます。

○22番（松川峰生） 消防長の強い決意を聞きまして安心しました。先ほど申し上げましたけれども、今回の大船渡市の大規模森林火災の教訓を、今後の本市の消防行政にどのように生かしていくのかが問われます。備えあれば憂いなしのことわざがあるように、日頃から市民への防災意識の啓発と対策をお願いして、この項の質問を終わります。

次に、高齢者の孤独死についてお伺いしたいと思います。

2020年9月時点での推計で、65歳以上の高齢者は約3,625万人で、前年より約2万人増加しています。厚労省が2025年7月に公表した国民生活基礎調査、2024年の調査の速報値で、単身高齢者が約903万人、統計開始以来初めて900万人を超え、過去最多となっています。これは前年より約47万8,000人増加し、高齢者の約25%が単身高齢者で、総人口の29.3%、3人に1人が高齢者であることを意味しています。今後も増え続けることが予想されますけれども、高齢者の孤独死・孤立死が増えています。

警視庁は2024年に、通報で医師からの届出や、警察が取り扱った遺体のうち、独り暮らしで自宅で亡くなった人は4割近くの約7万6,000人、うち8割近くの約5万8,000人が65歳以上の高齢者であることが、警視庁による初めての集計で分かりました。死亡してから数日以内に発見される人が目立ち、4割近くは当日または翌日に発見、7割超が1週間以内に発見されてます。死後8日以上を経過して発見された人は2万1,856人で、死後8日以上経過したケースは、男性で8割を占めています。年齢別では85歳以上が最も多くなっております。

人口動態統計では、2024年の死者数、速報値では約161万人、自宅1人で亡くなった高齢者は単純計算で3.6%に当たりますが、そこで本市直近2年の65歳以上の高齢者、そのうち70から74歳、75から79歳、80歳以上の人口推移について答弁ください。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

まず、各年度末の65歳以上の高齢者数ですが、令和5年度が3万8,616人、令和6年度が3万8,222人と減少傾向になっております。

また、70歳から74歳までの高齢者数ですが、令和5年度が8,578人、令和6年度が7,823人と減少傾向になっております。

また、75歳から79歳までの高齢者数ですが、令和5年度が8,512人、令和6年度が8,937人と増加傾向になっております。

80歳以上の高齢者数であります。令和5年度が1万4,570人、令和6年度が1万4,546

人となっております。

- 22 番（松川峰生） 65 歳以上独り暮らしの高齢者は年々増加しています。例えば昭和 55 年時点では、65 歳以上の男性のうち独り暮らしの方は 4.3%、女性は 11.2%。令和 2 年になりますと、男性が 15%、女性が 22.1%。さらに令和 32 年には男性が 26%、女性が 29%に達成すると見込まれております。

別府も、恐らくこれからも徐々に高齢化が進んでいくのではないかなと、そのように思っております。国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来人口によりますと、2050 年における 65 歳以上の高齢者人口は約 3,841 万人で、総人口に占める割合は約 38%と予測しております。これは離婚率が高く、離婚も多くなることや、現在夫婦で暮らしていても、いずれはどちらかが 1 人になる日が訪れます。子どもがいる場合でも、老後の生活の中で、関係が疎遠になることもあり得ます。高齢者の独り暮らしは誰にとっても当事者となり得る身近な問題であり、独り暮らしの高齢者が一層増えることが予測されます。今後、独り暮らしで自宅で亡くなる方がさらに増えることを懸念されることから、内閣府は作業部会を設置し、腐敗した状態で発見される死は尊厳がないとして、引取り者がいなければ、相続、清掃、葬儀などで、自治体などによる事務手続や経済負担が増えることから、正確な実態把握を求めており、この作業部会が今年 7 月 11 日にまとめた最終報告書では、死後 8 日以上たつて発見された場合は、社会的に孤立した状態で亡くなったことが確認されると指摘しております。各自治体では、孤独死を防ぐための対策を進めていますが、本市の 65 歳以上の独り暮らしで亡くなった方の人数を把握していれば、答弁ください。

- 高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

別府市における孤独死の数につきましては、調査、把握しておりませんが、以前別府警察署にお聞きしたところ、変死者の数につきましては、令和 3 年度ではありますが 183 人、そのうち 65 歳以上の高齢者は 141 人でございます。

- 22 番（松川峰生） 答弁で、今調査をしてないということなんですけれども、ぜひ関係機関と連携して一度調査を行っていただきたいなと思いますので、御苦勞ですけれどもよろしくをお願いします。

次に、独居高齢者の孤独死の増加も増えております。独居の孤独死のその背景にあるものは、高齢の 2 人暮らしの世帯の増加があります。内閣府の高齢者白書によりますと、いずれかが 65 歳以上の夫婦のみ世帯は、2023 年時点で約 863 万世帯、10 年で約 2 割増えてます。一方、子どもの支援が受けやすい 3 世代世帯は 2013 年の 295 万世帯から 189 万世帯減っております。その中で、独り暮らしの高齢者や 2 人暮らしの高齢者を地域で見守り、活動の中心的な役割を担っているのが民生委員・児童委員であります。民生委員・児童委員も近年、高齢化と担い手の不足が進んでおり、2022 年の民生委員改選時の全国の充足率は 93.7%が現状であります。

そこで、本市の民生委員・児童委員の定員数、現員数、充足率、平均年齢についてはどのようになってますか、答弁ください。

- ひと・暮らし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

今年度は、民生委員・児童委員の 3 年に一度の改選の年となっております。12 月 1 日付で改選が行われる予定です。そのため、定数、現員数等につきましては、令和 7 年 4 月 1 日時点、そして 3 年前の令和 4 年 4 月 1 日時点の数字を御報告いたします。

令和 4 年 4 月 1 日時点、定数 255 名、現員数 246 名、充足率 96.5%、平均年齢 68.3 歳、最高年齢は 81 歳、最少年齢は 41 歳です。

令和 7 年 4 月 1 日時点、定数 255 名、現員数 243 名、充足率 95.3%、平均年齢 69.3 歳、最高年齢は 82 歳、最少年齢は 44 歳です。

- 22 番（松川峰生） 次に、今答弁がありましたように、適用要件以上の方が年々増えてお

ります。これは大変厳しい状況があります。先般、最高年齢の方も今 80 歳を超えているというようなことがありましたけれども、民生委員・児童委員、主任児童委員の適格要件の一つに年齢要件があります。民生委員・児童委員が 75 歳未満、主任児童委員が 65 歳未満となっていますけれども、これは地域の事情を考慮し、弾力的な運営が可能となっております。推薦を受ける者の地域活動実績等総合的に判断し、適用要件の年齢に抵触する方も選任されていますが、本市の該当者について伺います。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

令和 4 年 4 月 1 日時点、民生委員・児童委員の 75 歳以上は 43 名、主任児童委員の 65 歳以上は 8 名です。

令和 7 年 4 月 1 日時点、民生委員・児童委員の 75 歳以上は 64 名、主任児童委員の 65 歳以上は 9 名です。

○ 22 番（松川峰生） 今答弁いただきましたように、先ほど申し上げましたけれども、令和 4 年度の適用要件以上の方が 51 名で約 21%、令和 7 年度は 73 名で 30% というふうに年々増加しています。次の改選で年齢要件以上の民生委員がさらに増えるのではないかなと思いますけれども、中には答弁の中で、82 歳の方も民生委員・児童委員になっていただくと。大変ありがたいことです。この方と 1 回お会いする機会がありましたけれども、とてもお元気でしたが、やはり、今民生委員で見守る方よりも見守られる方の方が多分下の方もおられる条件になるのではないかなというようなことも考えられますので、御苦勞でありますけれども、その地域においてこの方が次の方にスムーズにバトンできるような状態もぜひ担当課としてアドバイスしてあげたらどうかと思いますので、よろしくお願いします。

今回、福島県会津若松市では、水道・電気・郵便などの事業者と協力して、水道の利用が止まったり、郵便物がたまったりした場合、自治体や警察に連絡してもらう仕組みを取っております。福岡市では、2013 年から見守りダイヤルを設置し、高齢者の自宅を訪問する配達業者や、地域住民が異変に気づいた際、24 時間ワンストップで通報を受け、委託先の NPO 法人が安否を確認しに行くシステムを導入しています。2023 年度の通報件数は約 471 件、統計を取り始めた 9 年前から 4 割増加しています。高齢者の日常生活の見守りや、安否確認をする民間サービスも多彩になっています。見守りにサービスを利用する際、費用を補助する自治体も増えています。

そこで、2024 年 4 月施行の孤独・孤立対策推進法は、孤独や孤立を社会全体の課題と位置づけていますが、この孤独・孤立対策推進法の目的及び概要について説明ください。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

孤独・孤立対策推進法は、日常生活や社会生活の中で孤独を感じたり、社会から孤立していることで心身に有害な影響を受けた人や、またその家族への支援に関する法律で、令和 6 年 4 月に施行されました。この法律では、誰一人取り残さない社会を基本理念とし、国や自治体が国民のつながりを支援する基本計画を策定する役割を定めています。また、地域で官民が連携するプラットフォームや効果的・効率的に施策を推進するため、支援内容を具体的に話し合う地域協議会などを設置し、多様な支援が連携して行われる体制を整備することが努力規定とされております。

○ 22 番（松川峰生） 今、答弁がありましたけれども、孤独・孤立対策として地域協議会を設置し、多様な支援が連携して行われる体制を整備することが努力規定されているとの答弁でしたが、現状の取組について答弁ください。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

地域協議会につきましては、現在設置しておりません。

支援体制につきましては、孤独・孤立に関する相談のほか、どこの課または相談支援機関に相談してよいか分からない相談、また、家庭内における複雑・複合化した福祉に関

する問題などについては、ひと・くらし支援課福祉の相談窓口で直接受け付けるほか、いつでもどこからでも相談できるよう、スマホやパソコンから別府市ホームページ内のL o G oフォーム利用による相談も受け付けております。

市民からの福祉に関する相談を属性に関係なく、広く受け止め、必要に応じてアウトリーチしていく体制を取っており、当事者や家族などが人と人とのつながりを実感できるよう、寄り添った支援体制の構築に努めております。

- 22 番（松川峰生） 本市で孤独・孤立が増加する主な要因は、核家族により独り暮らしの世帯の増加があります。なお、人間関係の希薄、経済の困窮、そして高齢者による持病の悪化や精神的な問題など、また高齢者の場合、配偶者の死別や子どもとの同居はしない選択をする人が増えることで、独り暮らしの高齢者が増加となります。

本市においても、高齢者の孤独を防ぐための具体的な取組と、この法律をどのように生かしていくのか、答弁してください。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

現在、別府市における高齢者の生活支援の対策としては、独り暮らし高齢者の方を対象に緊急の通報システム、また高齢者の配食サービス等があり、高齢者の孤独感の解消、並びに安否確認の充実を図ることにより、日常生活を支援しております。そのほかには高齢者の孤独・孤立防止として、他者と交流できる社会参加も重要な一つと考えております。高齢者の生きがいや社会参加の促進を図るため、ひとまもり・おでかけ支援事業を実施しており、バスやタクシーの回数券、乗車券の購入助成をし、外に出ていただきたいということで行っております。

また、老人クラブ活動や敬老行事への支援として、運営等にかかる費用の助成を行っております。また、日常生活において生活支援や介護を要する状況の場合は、地域包括支援センター等に連絡を取りまして、介護保険や福祉サービスの利用、高齢者の困り事等をお聞きし、各種支援につなげております。

今後は、既存のこういった施策の中に孤独・孤立対策の視点を組み入れていくとともに、自治会や地域、その他他機関と協議を進め、協働した取組を進めていきたいと思っております。

- 22 番（松川峰生） 先日、某新聞にこのような投稿がありました。孤独死の数、社会を映し出す。昨年1年間に自宅で亡くなった独り暮らしの方は、先ほども私が言いましたけども、7万6,020人だったという記事を読みました。そのうち、死後8日以上たって発見された孤独死と見られる人が推計で2万1,856人に上るそうで、その多さに驚きました。もし自分がそのようなことになったと想像すると、悲しくてやり切れない気持ちになりました。大家族が普通だった昔に比べて、今は少人数世帯が多くなり、親戚付き合いも希薄になったと思います。孤独な人に行政の目が届くのも限界があるでしょう。孤独死の数は今の社会の現実を映しているようで寂しいですという記事がありました。

私はこの孤独死を防ぐには、行政だけでは限界があると思っております。大事なのは家族の絆が大切で、さらに地域とのつながりを持ち、専門的な見守りサービスや支援制度を積極的に利用することが重要であります。先ほど部長の答弁にもありましたけども、既存の施策に孤立・孤独対策の視点を入れ、孤独死・孤立死を防ぐ取組を今後も一層お願いして、質問を終わります。

- 10 番（阿部真一） 自民新政会の阿部真一でございます。それでは、早速質問のほうに入らせていただきます。

今回、まず初めに建設行政ということで別府公園、そして図書館の建設に至る、この別府市役所を中心とした文化地域、教育地域の開発についての質問をさせていただきたいと思っております。私、議員をしております毎年そうなんですけど年度末にかけてやはり公共工事の数が多くなってくる。県、国の補助の確定が出るまでの入札工事の期間によって、や

はり期間的に年末にこういった公共工事が多く見られる環境に、市民の皆さんも感じるところでありますし、我々議員のほうにも細かいところのお声はいただきます。その中で、今回別府公園、図書館、こういった中での整備を別府市は行っているわけでございますが、この事業の詳細については各課がまたがって、大規模な都市再生計画の整備を行っております。その先に、最後のほうでちょっと問いをしたいと思うんですが、やはり市民サービス、市民生活の利便性、そして別府市がこのような生まれ変わるんだという夢と希望を与えられる開発であるというふうに思っております。

まず初めに、現在別府公園の周辺の整備事業で、図書館建設、道路整備、公園整備を行っているわけでありましたが、それぞれの進捗と完成予定、工期について、まず御答弁いただけますか。

(議長交代、副議長安部一郎、議長席に着く)

○都市計画課長(山田栄治) お答えいたします。

別府公園周辺整備事業の各工事につきまして、それぞれ8月末時点での進捗、完成予定について御説明いたします。

図書館建設につきましては、進捗率約90%で、完成は10月下旬の予定であります。道路整備につきましては、富士見通り線、市役所前の野口原本線、図書館敷地西側の市民体育館へ向かう野口原実相寺公園道路、以上の3路線を整備しております。道路整備全体の進捗としましては、約40%です。市役所前の野口原本線につきましては、今年12月下旬完成予定であります。そのほかの路線につきましては、来年3月下旬の完成を予定しております。

次に、公園整備につきましては、別府公園北門の移設、別府公園北東角の出入口新設などの工事を行っております。進捗率は約50%で、完成は11月中旬を予定しております。

○10番(阿部真一) 今、担当である都市計画課から答弁をいただきました。事業としては、建設は教育が所管しております。道路整備などは道路、そして公園は公園緑地ということで、各事業課がこの整備に当たっていると。それを全部集約して、この周辺の都市計画の再生計画に基づいて整備を行っているということでございます。この整備事業は、別府公園周辺地域において工事が進んでいき、ある程度の目安としてこういった公園に変わっていくんだ、こういった道路に変わっていくんだというのが、市民の皆さんにも現実に見えてまいりました。その中で、行政は都市再生整備計画を立て、その計画に基づいて施工していくわけでございますが、整備段階、整備計画の中で周辺地域、周辺団体の方に対してどのような方法で周知を行ったのか、御答弁ください。

○都市計画課長(山田栄治) お答えいたします。

別府公園周辺整備は、JR別府駅を中心としました別府公園周辺を含む中心拠点のにぎわいの再生、学びの拠点として、図書館、地域交流センターの一体的な整備による多くの市民が集う新しい魅力の創出、周辺の既存施設の再整備や、動線の整備によるネットワーク及び快適な歩行空間の形成を目標としまして、令和2年度に作成をしました別府公園周辺地区都市再生整備計画に基づきまして、国の補助金を活用し、令和3年度より整備を進めているところでございます。

市民の方々への周知につきましては、計画の目標、整備の方針、各事業の整備概要や事業予定期間を示した整備方針概要図などを取りまとめました整備計画をホームページにて公表しております。また、新聞などの報道にも取り上げていただいております。

○10番(阿部真一) 今、都市計画課から答弁ございました。ホームページで工事状況、施工状況の工期などは提示をして周知に努めているということでございます。

その中で、やはりこういった工事が市民生活に対して影響がどのような形であるかというのは、各担当課に工事状況の進捗によって、例えば駐車場の利便性が悪いとか、市役所

に訪れる方々への利便性の不都合などがあると思います。そういった、この工事が同時進行で行われている中で、総合的にどのような苦情というか、お声が市のほうに届いているのか、お答えください。

○都市整備課長（田邊和也） お答えいたします。

公共工事に着手する前は、自治会への説明とともに、工事のお知らせを周辺住民の方を対象に全戸に配布しています。また、周辺への影響が大きいと思われる場合には、地元説明会を開催するなどの対応を行っています。一般に通行する方々には、工事の予告看板を設置するなどして、工事への御協力をお願いしている状況です。

市役所周辺の工事につきましては、月に1回、工事関係者による連絡調整会議を開催し、市民の皆様への影響が少なくなるように工事間の調整を行っています。

また、市役所は市民の皆様が多く利用しますので、警備員を多く配置し、誘導を行っています。工事中は御不便をおかけしますが、苦情などがないように、施工業者も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） これは私自身もちょっと反省するところの一つではございますが、こういった事業が一つ一つ進んでいく中で、市民の皆さんからいただいた苦情やそういったお声に対して、各論で言うと利便性が悪いというところの問合せを担当課のほうにお伝えするわけではございますが、総合的にこの計画がどのような形で、冒頭にも言いましたが別府市の都市再生の基盤になっていくのか。夢・希望という言葉、僕はあまり使うのは得意ではございませんが、やはりこういった都市整備の中で、将来的な別府市の根幹となるようなまちづくりの礎になっている事業であります。やはりそういった中で、今後別府市は総合計画の下、大事業を控えております。ウェルネスでもそうですし、今議会でもございました実相寺公園周辺の整備でもそうです。全ては市民の利便性、生活が向上するための整備でございます。その中で、やはりこういった各課が事業を行っていく上での不備、不便が出るところの周知というのはもう事前には行っていく。そしてその整備が行われて、こういったまちになりますよ、こういった新しい別府市に生まれ変わりますよというのは、それも市長のやはり政治的な発信の広報が必要ではないかなというふうに考えております。これ、一議員としての発信は難しい部分はございますが、議会としてもやはり委員会等でもこういった大きな事業に関しての都市整備、まちが変わる上でのやはり各課への調査研究というのをしっかりして、市民の皆さんからお声をいただいたときに、こういった別府市に変わるんですよ、こういった利便性を持って今、市は整備を大きく行っていますというふうにお伝えをしなければならぬ場面もございます。その部分は議員としても少し、単一の事業で、やはり担当課のほうにお聞きする部分で反省している部分でもございますので、ぜひ今後の関係者、対象者、地域が広域にわたる事業、そして担当課も複数にまたがる事業に関しては、やはり市民の方、別府市を訪れていただく観光客、そのほか様々な関係者などが影響を受けることも想像されます。その中で、やはり工事の実施は、各課担当課がそれぞれしっかり行っていただいで、事業の趣旨、目的、実施に至るまでの確に発信していくことが必要ではないかな。その先にはやはり、新しく変わる別府市に対しての情報発信をしていただきたいと思いますが、今後の大型事業に対する市民への周知、その部分に対して市はどのように考えているのか、御答弁いただけますか。

○副市長（岩田 弘） お答えいたします。

別府公園の周辺都市再生整備事業では、新図書館を核とする別府市共生交流拠点こもればパークが近々完成を迎えようとしております。周辺整備として、別府公園の出入口の変更、市庁舎建設以来40年ぶりの周辺道路の歩行者空間、景観に配慮したリニューアルも着々と進んでおり、もう少しで完成の姿をお見せすることができると思います。多くの市民の皆様が来られる市庁舎の周りで複数の工事を実施しており、先ほど課長からも答弁さ

せていただいたように、各担当課、各請負業者で逐次連絡調整会議を行い、情報共有、工程管理等を行いながら進めております。引き続き安全に留意し、来年3月に新図書館開館に合わせて工事を進めていきます。

今後も市民生活の利便性向上のためのインフラ整備は、市民の皆様方の暮らしが豊かになり、幸福を感じられる別府市となるよう、様々な事業を行っていく予定でございます。これから事業を進めていく際には、その事業目的や内容について、これまで同様適切な時期にお知らせをしていくとともに、大規模な事業では、担当部署が複数にわたるような場合、庁内で横断的に連携をし、市民の皆様に分かりやすく丁寧な説明を行い、御協力いただきながら、円滑に事業を進めてまいりたいと考えております。

- 10番（阿部真一）やはりこの整備事業、大変将来的には有意義な、人の流入に関しても、市民の皆さんの利活用に関しても大変有意義な整備であると考えております。その中で、やはり今副市長答弁いただきましたが、施工に至るまでの市民への周知、安全の確保、工事業者への工期への配慮ということで、意思統一をしていっていただくということで答弁をいただきました。

その中で市長に申したい部分ではございますが、こういった工事を行っていく上で、やはり10年後、20年後の別府市としての未来図を、例えば工事の発注の看板は、工事発注の施工業者、発注者が誰とかいうのは書いてると思うんですけど、こういったまちに生まれ変わりますよと、こういった新しい別府公園になります、こういった図書館をもって、例えばほっぺパーク、けんこうパークのほうからの人の出入りができる、または別府市役所の道路の前からそのまま図書館に人が移動できるようになるということで、都市計画を行っていつているわけでございますので、そういった民間であると、いつオープンみたいな感じの垂れ幕とか立ってると思います。そういった市民に対して、やはりここは行政側がやると難しい部分ではございますので、ぜひ市長、こういった大型開発に対して、新しい別府市の生まれ変わる拠点としての絵図とか看板広告みたいなのもあったほうが、こういった工事の問合せに対しては、あ、なるほどこういったことで整備をしているのだというふうに、多く市民の皆さんの理解が得られるというふうに私は考えております。ぜひその辺も、今後の総合計画の中の大型事業でも、ぜひ整備後の都市の変革というのも周知をしていただきたい、そのように思います。

それでは、関連づけまして先日オープンしましたSHONIN PARKの件で、少しだけお聞きしたいと思います。

私も久しぶりに砂湯に入らせていただきました。子ども3人と行って、観光客の方もたくさんいらっしゃいましたし、やはり働いてる方の環境改善もなされていますし、利用される方も、真夏の暑い時期に砂湯に入ったわけでございますので、砂湯を出た後に、汗をかいたりとか、砂がついてなかなかちょっと不快な感じの着替えをする場面というのがなく、施設としてはかなり評価いただける部分ではないのかなというふうに感じております。

その中で、上人ヶ浜公園の中で利用状況、まだオープンしてそんなに日はたっておりませんが、当初の計画の中でどういった声をいただいているのか、担当課で把握している範囲で構いませんので御答弁いただけますか。

- 公園緑地課長（久保田仁）お答えいたします。

上人ヶ浜公園北側の区域にSHONIN PARKが7月24日に開業して約2か月が経過し、開業から1か月後の利用状況を聞いたところ、砂湯は約2,500人の利用がありました。施設の充実した砂湯以外に、レストランや宿泊コテージなど複合的に利用されることで、今後、利用者の増加が期待されています。

また、上人ヶ浜公園南側の区域において、スケートボードエリア及びバスケットボールコートなど、アーバンスポーツが楽しめる公園として令和6年に整備を行いました。さら

に活性化の取組として、昨年につき、夏休み期間からバーベキューを実施しており、にぎわいが生まれております。

このように、上人ヶ浜公園の北側と南側の相互の利用により、一層利用者が増えている状況でございます。

- 10番（阿部真一） 観光施設として生まれ変わった上人ヶ浜公園のSHONIN PARKでございますが、今答弁あったように多くの観光客、利用者が訪れているということでございます。

その中で1点だけ気になったのが、整備を始める前にも議会のほうからも申出をしておりました、別府から日出のほうに向かう上で10号線、3車線でございます。この中で右折してSHONIN PARKのほうに、駐車場に入るわけでございますが、ちょうど大学通りのT字路の突き当たりのところで右折の新しい車線ができておりまして、渋滞緩和の改善が行われているという印象を持ちました。

それと、私は別府に住んでるので、大学通りから下って行って10号線に出て右折したら着くというふうに、別府市民なので分かるんですけど、先ほど答弁いただいたように、やはりこの施設、観光客の方も多く訪れる施設でございます。観光地に行く上で、皆さんもそうかと思いますが、今は地図を見ながら行かれる観光客の方はもうほとんどいらっしやいませ。車のナビか、携帯のナビでもう写真つきで、右行ってください左行ってください、音声までつきで出ます。うちの会派等でもいろいろ行く上でも、ほとんど地図を見て行くことはないです。ナビゲーションでほとんど目的地まで誘導していただけます。その中で、やはり10号線から3車線ありまして、法定速度が60キロやったですかね、法定速度がある上で少し普通の県、国、市道の中では速度が速い大きな幹線道路でございます。真ん中の車線、また左車線にいたときにナビで誘導されるとなかなか右車線に行けなくて、観光客のわナンバーとかレンタカーも含めて、やはりちょっと交通の危険性があるという声を何件かお聞きしました。これは調査も何もしていませんので、肌感的にも私も頭の中で想像できました。そうするとSHONIN PARKを通り過ぎて、民間の海側に民間の施設があり、亀川バイパスで抜けていく道のところでUターンを、ナビゲーションでは促されます。観光客の方とか10号線の、合わせて6車線の大きい道路の中で中央分離帯から少し車道に車のお尻が出ながら右折待ちの車両も見かけたことがございます。

こういった部分、国との交渉にはなるとは思いますが、今後利用客の増加、そしてこういった目的地への誘導はほとんどナビゲーションによる誘導であるということで、やはり知らない方の車の運転に対する安全性、危険性というのを少し考慮していただきたいというふうに思います。国が関係する所管、国道ではございますが、今後あそこの部分だけでの交通の渋滞、交通の安全対策をする上で当局としてどのような対策が考えられるのか、御答弁いただけますか。

- 建設部長（山内佳久） お答えいたします。

今回、SHONIN PARKの整備事業で、出入口設置に向けて国土交通省など関係機関と協議いたしまして、国道10号と大学通りの六勝園交差点にメインの出入口として出入口を設けました。あわせて、国道10号に右折レーンも設置しております。また、パンフレットやホームページにも新設された出入口を表記しておりまして、さらに大分方面からお越しの方々の案内看板として、右折レーン手前に大型看板も設置いたしました。

SHONIN PARKの北側の進入につきましては、新しく出入口として設置した六勝園交差点から進入していただきたいと考えておりまして、引き続き事業者とも協議し、公園利用者への周知に努めたいと、そのように考えております。

- 10番（阿部真一） 答弁あったとおり、地元の方々に対してはそういった周知で大丈夫と思うんですが、やはり観光客が使う施設でございますので、ナビゲーションで1回通って

もらったら分かると思うんですけど、なかなかやっぱ左車線にいて右車線に入るのはやはりちょっと難しい部分もありますので、あそこのゼブラゾーンの扱い等も、危険性がもし察知できれば早めの対策をしていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次の項に移ります。合葬墓の件でございます。

この質問、先日8番議員の日名子議員のほうから質問がございまして、状況等は把握ができましたので2点だけお聞かせください。

昨日の一般質問でも答弁がありました、無縁墓に対する個数でございます。別府市営の無縁墓はおよそ1,000か所ほど存在するというので、担当課のほうから答弁がありました。これ令和5年に実施計画が提示されまして、令和6年無縁墓の整理準備、令和7年に今建設が行われております。そしてまた来年度、令和8年に併用開始、そして今市営の墓地に存在しております無縁墓に対しての整理を行うということで計画が、令和5年の第2回定例会の議案説明の中でありました。この中で、現在、数ある無縁墓の中で札を貼って、管理者の方に呼びかけをしているということで答弁ありました。その中でどういった、管理者の方からこのお墓はうちの先祖代々のお墓であるよということで、市のほうにフィードバックがあるかというのは答弁求めませんが、ほとんどなかなか実数としては現時点で回答がないということでございます。

その中で、合葬墓をつくる上でやはり無縁簿の在り方というのは来年以降もやはり整理をしっかりとしていく上で、墓じまいなど行政側が行う方法、そして新しく市営墓地に対して申込みをされる方に、今後先々こういった無縁墓ができない、無縁墓が発生しないような形で、申込み段階でやはり墓じまいなど、そして今あるお墓に対しての墓じまいに対しての補助などを進めていく必要があるのかなというふうに考えておりますが、今回無縁墓に対しての整理、調査、かなり苦労されてやられたというふうにお聞きしておりますので、その部分を含めて今後、来年以降どういうふうに整理をしていくのか、そしてまた新しく無縁墓ができないための合葬墓でもございますので、新規の申込みに対しての、ある種要綱での申伝えをどのように考えているのか、できる範囲の答弁で構いませんので御答弁いただけますか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

無縁墓の整備事業につきましては現時点では着手しておりませんが、今後事業展開していくこととしております。また、今後建設される墓地等につきましては、あらかじめ無縁墓を防止するための条文も明記することは可能かとは考えますが、現行の別府市共同墓地の設置及び管理に関する条例を改正して明文化することは、現在、永代使用权を付与されている墓地使用者等におきましても、不利益につながるものと考えております。したがって、当該条例の運用につきましては、慎重を期して対応していくことが必要だというふうに考えております。

○10番（阿部真一） 今存在する無縁墓に対しての、行政がどのような方法で着手していくのか見守らなければならない部分ではございますが、やはり今後こういった墓じまいに対しての市民の家庭状況の構造も変わっていきます。昨日、私も同級生と集まって話す上で、実家が別府じゃなくほかにある場合に、実家のお墓の問題というのはやはり出てきます。その中で妹さんが家族の中でお墓の管理をしていたりするわけでございますが、なかなか手つかずのお墓というのも多い状況というのはいま、市営墓地見て一目瞭然でございます。

今回、合葬墓をつくる上で、行政が今回無縁仏の状態を把握したということの評価しております。その中で今後の新しい市営墓地として、新たな無縁仏を出さないように、そしてまた先ほど課長からも答弁ございましたが、今お墓を管理してらっしゃる方との不平等が発生しないようにということでございましたので、その辺はもう一度調査をしていただ

いて、今後無縁仏がまた増えていくと、やはり市民のごみの問題とか環境整備の問題にもなかなか着手できないと思いますので、この期にぜひ一旦整理して、できる部分に関しては庁内の中で調査、誰が管理者までしっかり調べていただいて、あるいは墓じまいに対する予算も打つような形を取っても進めていっていただきたいと。もうこのタイミングしか、多分無縁墓の整理をするタイミングがないと思いますので、どうぞよろしく願います。それでは、次に移ります。

鳥獣対策ということで、これは別府市の中では熊は出没しておりませんが、最近特に午前中、すごい数の猿をよく見るんだと。特にこっちの浜脇から乙原に関しての山間の地元の方から声をいただいております。直接的な被害は出ていないというふうには私も思っておりますが、当局は今、餌がないとか暑さの問題で猿が別府市内の市街地のほうに出てくることを把握されてると思いますが、この目撃件数、相談件数と言ったら答弁できるか、ちょっと数値を把握してるかあれなんですけど、出没状況の状態がどのようになっているのか、御答弁をいただけますか。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

別府市における猿の目撃相談件数はここ数年、年間を通じて約 150 件となっております。目撃件数については横ばいですが、近年猿の群れが拡大傾向にあり、市街地への出没も増加傾向にあります。

○10 番（阿部真一） 猿が市街地のほうに出てくるのも、群れを成して出てくるということで、恐らく出てくる経路が猿の道路じゃないですけど、恐らく通る道というのは動物的なところで、ある一定の特定の場所のルートを通じて市内のほうに出てきている。また、今までは朝見川から渡ることはなかったですが、猿に聞いたわけじゃございませんがね、朝見川を大分渡ってきてると。頭もよくて人が生活する朝 7 時、8 時ぐらいまでにはもうまた帰っていったらということでお聞きすることがございます。

その中で、猿だけに特化したわけじゃないですが、担当課として増加傾向、そしてまた市街地への出没も増加傾向ということで、人に対して、また農作物に対しても被害が考えられるわけですが、猿の出没に関して現時点でどのような対策を講じているのか、御答弁ください。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

猿の被害に対する予防対策といたしましては、農地等を囲む防護ネットの設置補助のほか、個体数の減少を図るため、わなによる捕獲を行っております。猿の生息環境対策といたしましては、管理をしていない放任果樹の無料伐採等により、餌場をなくすことに取り組んでおります。

また、猿が出没した場合には追払いを行い、相談があった地域住民に対しても、ロケット花火や爆竹の配布等を実施しております。

○10 番（阿部真一） ロケット花火や爆竹も渡していると。恐らくそれも、今までの対策の範囲の対策の方法であると思います。他都市によっては、もっとこういった鳥獣被害があるわけですが、様々な鳥獣の被害の中の対策として、ICT の技術とか、そういった科学技術の進歩でこういった鳥獣被害の対策を行っている都市もあります。今、課長答弁いただきましたのは現在行っている対策、しかも多分誰もが行っている、もしかすると家庭の中でも行っているような対策かと思えます。その中で、行政として新たな技術が進んだ中での対策、今後の計画がございましたら御答弁いただけますか。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

ICT の活用といたしましては、昨年度より行動範囲を調査することによる捕獲数の向上等を目的に、カメラの設置を行っております。また、猿を群れ単位で確保、捕獲することを目的に、遠隔監視及び遠隔操作が可能なシステムを利用した大型わなを新たに 1 台設

置いたしました。

今年度は新たな取組として、ドローンを活用した調査を予定しております。ドローンに赤外線カメラを搭載し、その画像を分析することで、目視では困難な猿の生息状況の調査を行い、今後の対策等に生かしていきたいと考えております。

- 10 番（阿部真一） ドローンを使って調査を行っていく予定があるということですが、やはり調査を行った上で、その先にあるのはやはり市民に対しての被害が出ないような対策を講ずる必要があると思います。特に市街地に出てくるということは、お子さん、高齢者の方に対しての、猿は結構高崎山でもそうですけど、慣れてくるとやはり人に寄ってきます。買物袋や飲物を持ってても、攻撃的ではないんでしょうが、どちらかという人間に対しては寄ってくる形の行動が多く取られるということになっておりました。その中で、やはり高齢者や子どもに対する安全確保、そしてこういった事例が起きているという部分に対しての周知広報を事前にしていく必要があると思いますが、担当課のほうはその点についてどのようにお考えでしょうか。

- 農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

猿の出没が多くなる時期には、学校や自治会へ猿の習性や行動、出没した際の注意事項を記載したチラシの配布や、登下校の時間帯に出没があった場合は、教育委員会を通じた情報発信と併せて、警察と連携した周辺のパトロールを実施するなど、市民の安全確保に向けた対策を行っております。今後もより一層捕獲の強化に取り組むとともに、猿を寄せつけない環境づくりを地域とともに進めていき、関係機関と連携して安全の確保に努めていきたいと考えております。

- 10 番（阿部真一） 猿だけに限らないとは思いますが、恐らく通報があつて捕まえるぞつて言っても多分 100%無理と思うんで、やはり事前の対策というのが、把握に至るまでどのような経路をたどって、その周辺に猿が出没しているのか、その動線の対策というのが非常に大切であると思います。その上で学校、自治会を通じた周知を徹底していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。教育行政についてでございます。

これも先日 25 番、泉議員から質問があった部分と重なる部分もございますが、まずフリースクールについてお伺いしたいと思います。

この質問を提示した理由は、フリースクールという、ある種ちょっと漠然とした概念の事業の取組を、文科省を通じて各県、市の市町村もこのフリースクールの事業体を認めて、学校の中での事業とは別ではあるんですけど、公的な部分として存在を認識しているというふうに私は理解しております。

その中で、フリースクールに通うお子さんたちの状態というのは不登校であったり、いろいろな状態の多様化した問題点を抱えた児童生徒たちの救いの場といったらあれですが、学びの場の一つであるというふうに思います。その中で、別府市における不登校児童の数、先日の答弁あったと思いますが、もう一度御答弁いただきたいと思います。

それとフリースクールの数、別府市に存在する、それと受入れ人数をお伺いしたいと思います。

- 学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

令和 5 年度の国の調査結果によりますと、いわゆる不登校の児童生徒数は、小学校 81 名、中学校 218 名、合計 299 名です。また、本市におきまして活動していますフリースクールにつきましては、4 施設を把握しております。定期的に通っています児童生徒は、7 月現在で 12 名と把握しております。

- 10 番（阿部真一） このフリースクールにおいて相談や指導を受けると、学校に関して出席の取扱いについては学校長に一任をされているということで、文科省の通知、県教委の

通知でも出てると思います。この出席扱いの在り方、その在り方がやはり国も県も、詳しいガイドラインは通達はしてると思うんですけど、いざ私が学校長であれば、どういった形が出席扱いに当たるフリースクールなのかというのを、やはり決めかねる事案というのが今後発生してくることが想像されます。

その中で、別府市教委が校長会、教頭会に対して、管理職に対して、どのような基準をもって出席扱いとするように指導しているのか、まず御答弁ください。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

いわゆる不登校児童生徒がフリースクール等で学習した場合の出席扱いにつきましては、文部科学省通知に基づき、ガイドラインに沿って市教委が判断し、各学校に指導しております。要件といたしましては、保護者やフリースクールと学校が連携し、活動内容や学習状況を確認できる体制があること、また、その活動が児童生徒の成長や学びに有効であり、教育課程の一部を補うものと認められることなどでございます。

○10番（阿部真一） 今、基本的に出席扱いになる部分の学校長の判断、市教委の学校長に対する指導に対して答弁ありました。

それで、先ほど言いましたが、出席扱いの判断がつきにくい場合というのはどのような形で考えているのか、御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

フリースクールの形態につきましては様々で、それぞれ特色がございますが、出席扱いとする基準につきましては、文部科学省通知に基づき、ガイドラインに沿って市教委が判断し、助言や指導を行っております。具体的には、フリースクールが紹介している活動内容や、市教委がフリースクールと情報共有した活動内容や指導体制、実際に見学して得られた情報等を含めて判断しております。

○10番（阿部真一） フリースクールに対しての、冒頭で言いましたしっかりした定義、考え方というのは市教委のほうも文科省、県の通知による流れをくんでいるということで理解できましたが、県教委の通知も、国の通知も見ても、フリースクールという定義の在り方、連携の在り方というのはほぼほぼ一緒で、ある種現場に従事されていない、文科省であり県の職員などが、今のところペーパー上で、ホームページ上でつくったガイドラインというふうに私は感じる部分があります。この別府市内に、子どもたちが学校に通っていくわけでありますが、その中でやはり教頭、校長を含めた現場の教員が、このフリースクールに対しての考え方というのをもう少し周知することが市教委の、別府市の教育委員会としての各教員に対する指導の在り方としては必要ではないかなというふうに考えています。

それというのも、全てフリースクールに対して、例えば私が事業主でフリースクールをしてたとした場合に、この子出席扱いでしていただきって急に言われたときに、学校長はガイドライン等を見て判断するというふうになってたわけですが、現場の学校にある教員の意識調査、どういった実態になるかというのが一番元になってる部分が今後必要かと思えます。それを調査研究するのが市教委の事務方としての、このフリースクールの在り方をしっかり進めていく上で大切な部分ではないかなというふうに思います。

県の通知でもあります、教育委員会とフリースクール等で共同の事業を行う、教育委員会と連携するため、連絡の協議会を設置する。フリースクール等に対して施設の貸与を行う。授業料の委託を行う。指定管理者として指定する。主要な減免もそうですけど、様々なこういった範囲でやることができますよということで文科省・県のほうから通知を受けているわけでございます。これ上から下りてきて、そのまま全部していったら、それはいいフリースクールの理念に基づいた運営と学校との連携というのはできないというふうに考えておりますので、やはり一度、現役の教職員を含め、保護者も含めたところのフリー

スクールの在り方に対しての実態調査、そういったのも市教委としては進めていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

フリースクールについては、判断する学校長、現場の教職員が戸惑うことなく、市教委としてのしっかりとした指針が示せるように、今後も事務指導をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

それでは、次の性暴力についてお聞きをいたします。

この性暴力も令和3年の5月に、教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律、いわゆるわいせつ教員対策新法が成立し、令和3年4月に施行されております。これが3年間経過されておまして、昨日の報道にもありました教職員のこういったわいせつに関する事件事案が発生しているということで、全国的には大きな報道がなされたわけですが、この報道元に対して周知とか啓発していくわけではなく、この3年間、その前は恐らく教員のわいせつに関する増加が見られるということで、この新法が改正されていったいきさつがあると思っておりますが、この3年間、性暴力防止に関しての法律の施行後、市教委として現場の教職員に対しどのような対策を講じていったのか、御答弁ください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

各学校におきまして、スクールセクシュアルハラスメント防止に関する指針や、服務研修テキスト等を活用し、非違行為防止を中心とした教職員の服務規律保持に関する研修を義務づけてきております。加えて、教職員と児童生徒とのSNS等によるやり取りの禁止、教職員の非違行為や不適切行為の防止啓発など、児童生徒が安心して生活し、相談できる環境づくりに注力してきております。さらに、盗撮防止の観点から、教室やトイレ等に不審な物が置かれていないか等の確認を行うとともに、タブレット端末やパソコン内のデータ管理を徹底してきております。

今後も校長所長会議等におきまして、本件を継続的に取り上げ、社会の変化や新たな課題に対応しながら、より効果的な防止策を検討し、実施していきたいと考えております。

○10番（阿部真一） 令和3年の法律改正でできるようになったことの柱として2本ございます。これは県教委等の教職員の免許の交付に関する再授与審査ができたということ、そしてまた各教職員に対してのデータベース管理が教育委員会のほうでできるようになったということで、事前に免許の更新などに際してそういった事案が起こり得る教員に対して、教育委員会が一步踏み込んで、採用に至るまでの経過をたどれるということの法改正になったわけでございます。

別府市における教職員等による児童生徒に対するわいせつ行為、性暴力行為などはないとは思いますが、現時点でそういった事案に見て取れる部分というのがあるか、教職員、教育委員会のほうで、把握してる範囲で御答弁いただけますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

別府市におきましては、この3年間、教職員による児童生徒性暴力は起きておりません。

○10番（阿部真一） そうですね、今回の事件も報道によって日がたつごとに、全国各地の教職員のグループLINEといったらあれですけど、いろんなネットワークを通じたコミュニティの中で、そういった事案が起こったことでございます。恐らく、市教委も県教委も国も、特に事務方の部分に関してはこういったSNSに対する子ども、児童もそんなんですけど、教職員に対しての啓発、安全性の確保というのは大変難しいし、新たな法律改正がない限りはなかなか個人の範疇にも入っていけない部分があると思っております。

その上で、今回の事案において国から通知が出ております。児童生徒や教職員に対する定期的なアンケートを行う。先ほど答弁ありました、窓口ができる環境の整備、窓口等を含めた児童や生徒、保護者に対してしっかりと周知を行う。そしてまた、警察等の関係機関と連携を強化する。仮にこういった性暴力が起きた場合は原則として懲戒免職にするなど、

大きな罪を負うことの意識というのをやはり教職員にも、今回の事案を対岸の火事ではなく、いつでも起こる可能性を秘めている部分で、やはり県・国の指針を待つわけではなく、市教委としてこの別府市の学校で従事する教職員に対して、やはり通知というか教育を徹底していただきたいというふうに思います。

それでは、この部分で最後ちょっと、どういった案件になったときに保護者、子どもとか、相談窓口があると思いますが、その辺は今のところどのような感じで運営しているのか、少し御答弁ください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

児童生徒性暴力が発生した場合の相談窓口についてでございますが、各学校にスクールセクハラ相談窓口を設置し、校務分掌に相談窓口担当者を位置づけております。また、別府市では市教育相談センターが相談電話窓口を、県では、人権教育部落差別解消推進課がスクールセクハラ相談窓口を、教育改革企画課が教育行政相談窓口、県教育センターの教育相談部及び特別支援教育部がそれぞれ窓口を設置しております。

○10番（阿部真一） いま一度、県教委等の指示を待たなく、別府市教委として教職員に対して、こういった事案に対しての指針をしっかりと、いま一度示していただきたいと思います。

以上、性暴力に関しての質問とフリースクール、教育の現場に対しての質問をさせていただきましたが、やはり基本的に人事権が全て県にあるということで質問をいつもする上で市教委ができて得る部分のリーダーシップというところとあれなんですけど、事務的な部分で教職員に対してどういった指導ができるのか、私も考えながら皆さんと質問の打合せをさせていただいているわけでございます。やはり、こういったフリースクールにしても性暴力にしても、ある種県、国の方針に対して曖昧な部分に対しては、現場の教職員が一番問題提起として従事しているわけでございますので、その部分というのは市教委はしっかりとアンケート等、実態調査等を把握して、市教委が県、国の方針を待つまでもなく、指示指導をしっかりとしていく体制を整えていただきたいと思いますというふうに考えております。

私の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○19番（松川章三） 最初に、副議長にお願いがあります。私の質問の中の2番目の通学路について、これはちょっと時間の都合上、今回は取り下げたいと思いますのでどうかよろしくお願いたします。

それと、1番目の農業政策についてというところで、資料が4枚ほどありますので、資料の配付の許可もよろしくお願をいたします。

○副議長（安部一郎） 了承しました。

○19番（松川章三） それでは、一般質問に入りたいと思います。

昨年より米の販売価格高騰が続いております、大変大きな問題となっております。日本人は主食である安くておいしい米を、毎日当たり前のように食べてきたわけですが、昨年、生産と需給のバランスがうまくいってないことが表面化しまして、一気に米不足に陥り、米価の高騰が続いて、今までのように、消費者が安い米を買うことができなくなったことが原因でございます。政府は事態解決のため、備蓄米を放出して米価の安定を図ったわけですが、思惑どおりに値下がりはしておりません。また、新米ができれば値段も安定するだろうとのことでしたが、今のところこれもうまくいきそうにありません。

実は、この米不足も今回初めて起こったわけではないのです。戦後2回、日本では2回あります。1度目が32年前の平成5年に起きた、平成の米騒動と言われております。この原因はフィリピンのピナトゥボ山の大噴火で、日本中が記録的な冷夏に見舞われて大凶作となったわけなんです。このときは海外より米を緊急に輸入して乗り切っております

が、特にタイから輸入したインディカ米、いわゆる長粒米ですが、あまり粘り気がなくばさばさとした感じの米のことは、皆さんも記憶にあるんじゃないかなと思います。一度は食べてるんじゃないかと思いますが、あの米のことです。ちなみに日本の米はジャポニカ米といいまして、短粒米で、これは粘り気のある甘味のある米でございます。そして今回が2度目で、これは令和の米騒動となります。原因は先ほど言いましたように、生産と消費の需給バランスが壊れ、米不足になったことです。御存じのように、このことでは、農林水産大臣が失言により更迭される事態までなりました。大変大きな問題となっているわけです。

そこで、最初に市内農業の現状について伺いたいのですが、農家の戸数と販売農家戸数における主業農家数、そして副業農家数を、10年前と比較してどのようになっているのか、答弁をいただきたいと思います。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

農林業センサスによりますと、別府市の農家戸数は2010年490戸、2020年353戸であり、10年間で約28%減少しております。

また、販売農家数における主業農家数は、2010年102戸、2020年51戸であり、10年間で約50%減少しております。副業農家数は2010年139戸、2020年103戸であり、10年間で約26%減少しております。

○19番（松川章三） 2020年では販売農家での主業農家数は51戸、副業農家数は103戸となり、2010年と比べたら両方とも大幅に減少をしております。また、販売農家とは別に、販売を目的としていない自家用米だけを作っている自給農家があるわけなんですけど、これは249戸から199戸となり、これも50戸減少しておるわけでございます。実は、私はこの自給農家になります。

ここで私が一番気になっているのは、主業農家のことです。2010年の102戸から2020年は51戸と半減しております。このままでいくと近い将来、別府市から主業農家がなくなってしまうのではないかと思われるほど、大変危惧をしております。今年度は農林業センサスの調査の年ですから、結果によっては思い切った政策を市が独自に打つか、または政府に抜本的な農業政策の変更をお願いするしかありません。

このように、農業従事者が激減しているわけですが、今日に至ったその主な要因についてどのように捉えているのか、答弁をしていただきたいと思います。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

農業者の減少につきましては様々な要因が考えられますが、主な要因といたしましては、農村地域の人口減少や高齢化、他産業とは異なる労働環境や労働条件などに起因した後継者不足や新規就農者など、担い手の減少が考えられます。また、別府市においては、農地の多くが中山間地域に位置し、棚田形状であることから、大規模化が難しく、農業生産性や収益性が低いことも農業者が減少した要因であると考えられます。

○19番（松川章三） いろいろな要因があると思いますが、それでも、生産性や収益性を高めるためにはどうすればいいのかといえば、やはり一枚一枚の田んぼを広くして、農作業の効率をよくすることが一番いいわけなんです。そのためにはどうしても圃場の基盤整備を行い、広い田んぼにする必要があると思います。

しかし、基盤整備を行うには地元の負担金が発生するわけで、負担金の額も、比較的規模の大きい農家と規模の小さい農家ではそれぞれ違っています。また、基盤整備をする上で、自分の田んぼがどの位置にあったのかとか、水路からの取水口が上流なのか下流なのかとか、いろいろな問題が出てきます。そのため、意見の集約が難しく、負担金を出すなら基盤整備はしなくてもいいというように考える農家も出てくるわけでございます。それでも、市内の稲作農家が、生き残るためには作業の効率性を考え、基盤整備を行い、後継

者を育てる必要があると私は思うんです。

そこで、この地元負担金の支払いについて、中山間地域等直接支払制度を当てることができれば負担金を出さなくて済むのではないかと思いますのですが、それができるのか伺いたい。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

中山間地域等直接支払制度につきましては、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援するという趣旨の下、農用地を維持管理していくための取決めを集落単位で締結をし、取決めに沿った農業生産活動を行う場合に、面積に応じて交付金を交付する国の制度でございます。

交付金につきましては、地域の話合いと合意により、地域の実情に応じた幅広い用途に活用でき、基盤整備の地元負担金等にも活用することが可能でございます。

○19番（松川章三） 中山間地域等直接支払制度が活用できるのであれば、農家自身の手出しがなくなり、基盤整備がやりやすくなるのではないかと思います。これは地域内で調整する話かもしれませんが、農林水産課もこの制度の活用ができることを関係農家の方たちに積極的に説明していくことが必要ではないかと、そのように思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

それでは次に、これは国の政策であります、米の生産調整の制度について説明をしていただきたい。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

米の生産調整、いわゆる減反政策につきましては、米の生産過剰を防ぎ、米価の安定と需要の均衡を図るために、1971年から2018年まで実施された国の政策で、作付面積の削減や水田を他の作物に転換する農業者への補助金交付が行われてきました。2018年の廃止後も大分県などが生産量の目安を示すなど、事実上の生産調整が行われておりますが、現在は農家が自身の判断により、増産できるようになっております。

○19番（松川章三） 今言ったように、生産量の目安であり、現在は農家が自身の判断で増産できると答弁をしておりますが、生産量の目安といえども、県からあなたの今年の作付面積は何ヘクタールですと正式な通知が来るわけなんです。農家の皆さんは、この正式な通知を受け取れば、ああ、私は言われたとおりに作らなければいけないんだなど、そのように思ってしまうのは間違いないんじゃないかと思います。私のようなこの自給農家、販売してないような農家にさえ、その通知は来ます。そうすると、やっぱり農家の皆さんは、お上の通知には従う方が多いのでね。これはね、大変重たい通知だと思いますよ。

また、基盤整備をしたとしても、県から稲作の作付面積や転作面積が決められてくるわけで、農家が基盤整備をするということは、仕事の効率化もちろんありますが、基本的には生産性を高めて、米をたくさん作りたいからなんです。しかし、先ほども言ったように、県からの通知でこれも拒まれております。これは今もなお、政府による事実上の生産調整が行われていると言われても、仕方がないと思っております。

このように、このような目安の通知は私は即刻廃止するべきだと、そのように思っております。米を作りたいと思っている農家の人たちが、この通知で意欲をなくしてしまうんじゃないかと思っております。市としても、県や国にこのような通知の廃止を働きかけていただきたい、そのようにお願いしておきます。

次は食料安全保障について伺いますが、国の食料自給率は38%の横ばいです。日本は工業立国として国内で工業製品を作り、できた製品を外国に輸出して外貨を稼ぐことにより、今日の経済大国日本が存在しているわけでございます。そのことは、日本が取るべき道としては間違いなかったことだと思います。が、しかし同時に、国民を飢えさせないための食料自給の政策も取るべきだったとも思います。これはもし何らかの理由で世界

中が食料不足になったとき、世界の国が自国の国民を守るために食料の輸出を止めてしまったら、そのとき日本はどうなるでしょう。たちまち食料が入らなくなり、大半の日本人が飢えてしまうことになりかねません。日本に勝つには武器は要らない、食料を止めるだけでいいとまで言われております。

食料不足は人間の生死に直結する問題です。この食料の安全保障とはどのようなものか、説明をしていただきたい。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

食料安全保障につきましては、食料農業農村基本法第2条に、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを入手できる状態とされており、また、国の基本的な責務として、食料自給率の向上を目指し、国内での農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて、安定的な輸入及び、いざというときのために一定量の米を備蓄することなどが規定されております。

○19番（松川章三） そうですね。食料安全保障は、食料自給率の向上を目指し、国内での農業生産の増大を図ることを基本としているわけですが、現実には減反政策や、今もなお続く事実上の生産調整といった食料安全保障に反する政策が取られてきたわけです。この大事な食料安全保障は、国の存続のためにはならなくてはならないものですが、このことは、国の問題だけではなくて、実は自治体にも当てはまると思うんですね。例えば、全国的に大災害が発生したというのは、そのとき食料の生産量が多い自治体は自分で賄えると思いますが、生産量の少ない自治体の市民は戦後のように買出しに行かなくてはなくなるんじゃないかと思います。各自治体も国と同じように、まず市民を守ることを第一に考えると思うんです。

ここに、令和4年度の農水省の発表した都道府県別食料自給率を見ますと、自給率が一番高い自治体は、1位が北海道で218%、2位が秋田県で196%、3位が山形県の145%、4位が新潟県117%、5位が青森県の116%、6位岩手県で105%、ここまでが自給率100%を超えており、県民を飢えさせることはないんじゃないかなと思います。

一方で、自給率が一番少ないところはどこかといいますと、47位の東京都0%、46位、大阪府1%、45位、神奈川県2%、この3つの都道府県は、自分自身で食料を賄うことは到底できません。では私たちの大分県はどうかといいますと、自給率は47%で、石川県と並び21位です。このことは、県内の市町村にも当てはまると思うのです。自給率の高い自治体は、市民を飢えさせることはないと思いますし、低い自治体は食料の確保が大変になってくるとおわれます。別府市もいざというときのために食料自給率を高めておくことが必要であると、私は考えております。米の単位は1俵、2俵といいますと、この1俵の重さは60キログラムです。ところが今では、30キログラム入りの紙の袋を使っており、備蓄も流通も全てがこの袋になっています。

○副議長（安部一郎） 休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（小野正明） 再開いたします。

○19番（松川章三） 午前中は質問の途中でしたが終わりましたので、続きをさせていただきます。

そこでね、お伺いをいたしますけど、別府市における今年の米の収穫見通しについて、どのくらいになるのか、また30キロの袋でどのくらいになるのか、お答えを言ってください。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

今年度の水稻生産実施計画書及び営農計画書によりますと、米の作付面積は116ヘク

タールであり、大分県の平均収量を基に算出いたしますと、別府市では今年の米の収穫量は約 520 トンとなっております。30 キログラムの玄米で換算すると、およそ 1 万 7,000 袋となります。

- 19 番（松川章三） 別府市では 520 トンと、そして 1 万 7,000 袋というこの量は、皆さん、どのくらいになるのかちょっとあまり大き過ぎて分からないと思いますので、例え話をしますから聞いておいてください。別府市民が、1 人 1 日平均 100 グラム、御飯茶碗 1 杯分の御飯を食べたとします。すると、1 年間に 1 人が食べる量は 36.5 キロになります。36.5 キロを 11 万人の市民が食べれば、401 万 5,000 キログラムとなります。これをトンで直しますと 4,015 トンということになります。市内での米の生産量が 520 トンですので、自給率は約 25%ということになります。これから考えると、市民全員を食べさせるということは到底できないということになります。実際は 1 日 100 グラムということはありませんので、その場合は数倍は食べると思いますので、もう全然足りないのだということ、私はここで述べておきたいと思います。これはもちろん例え話ですのでね。そのときの事情によって変わってくると思います。そのようなことも考えられると覚えておいてください。

私たちが毎日食べている米は、農家が稲刈りをして、そしてもみすりをします。そして玄米に仕上げるわけです。そして市内の販売店に出回って白米となって消費者に届くわけですが、その間にはいろいろな流通経路があると思います。そこで、この米の流通の仕組みについて説明をしていただきたい。

- 農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

米の流通の仕組みにつきましては、2004 年にそれまで半世紀以上続いた政府管理の食糧管理法が廃止され、新しくなった改正食糧法により、流通が原則自由化されました。現在の別府産の米は、一般的には農協に出荷されております。また、高付加価値化を図るために、ホテル、旅館、飲食店やインターネット販売など、農業者が直接的な価値を消費者に伝え、販売しているケースもございます。

- 19 番（松川章三） 今の答弁の中にはありませんでしたが、実際は民間の業者も存在しております。先ほどから述べているように、今の政府の政策では、稲作をしている農家の生産意欲は上がりません。

そこで伺いますが、生産意欲を高めるような施策があるのか、答弁をしていただきたい。

- 農林水産課長（塩出政弘） お答えします。

稲作農業者に対する支援策につきましては、国の制度としては、先ほど答弁いたしました中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払制度による交付金がございます。また、市独自の支援策といたしましては、農業者が米を販売する価格を安定させる支援や、農作業の一部を委託した場合の支援などを実施しております。

- 19 番（松川章三） それでは、資料を見ていただきたいと思います。

まず、資料 1 を見てください。

これは、農林業センサスによる資料でございますが、全国の農家戸数の推移となっております。2010 年が 116 万 9,297 戸あったわけですが、2020 年、10 年間に、2020 年は 71 万 3,792 戸となっております。減少幅、10 年間の間に 45 万 5,505 戸減少しているわけでございます。これは 39%の減少ということで、非常に大きな減少となっております。

続きまして、資料 2 を御覧ください。

これは農水省の資料を参考にしたものですが、規模別にみる戸数・面積割合でございます。稲作農家の規模は、まず大規模経営体、1 ヘクタールは 100 メートルかける 100 メートルでございますので、このことで考えてみてください。20 ヘクタール以上の経営者、これは農家戸数の実に 3%、たった 3%しかないわけです。ところが作付面積割合といたし

ましては38%、一番多いわけですね。中規模農家、これは3ヘクタールから20ヘクタール未満ということで、農家戸数割合といたしまして13%、作付面割合は、これも32%とかなりあります。小規模農家、これは3ヘクタール未満です。これは農家戸数の割合からしますと、全体の84%であります。そして作付面積は、84%あるにもかかわらず、30%と一番少ない量になっております。この小規模農家の中には、3ヘクタール、農家の中には23%のごく小規模農家、0.5ヘクタール未満が含まれているわけです。

続きまして、資料4を御覧ください。

この資料4も農水省の資料ですね。相対取引価格、これは年間平均で見ましたところ、2020年産は60キログラムの価格が1万4,529円、2021年産が1万2,804円、2022年産は1万3,844円、2023年産が1万5,315円と。2024年産、これは去年ですが、これは2万3,191円と、去年からの米不足で極端に上がってきております。

資料3を御覧ください。

これも農水省の参考ですが、稲作農家生産コストというのがありまして、令和5年度、これは平均農家が1.8ヘクタール、これは1万5,944円になります。小規模農家、これは例に取ったのが0.5ヘクタール未満ということになっておりますが、これが1万6,433円。大型経営体、これは広い圃場ですね、何町分もあるような広い圃場です。これは13,311円となっておりまして、相対取引価格2023年度のところを見てください。これは、取引価格が1万5,315円なのに対しまして、生産コストは、大型経営体だけがそれを下回っております。平均もしくは小規模農家に至りましては、この取引価格より生産コストのほうがたくさんかかっているわけです。

これで、ここで分かりますように。平均農家や小規模農家は大きな赤字を出しているということが、これで見て取れたと思います。赤字を出しながらも今まで消費者に米を届けしてきたということなんです。ちなみに今年度はJAの概算金がかかなり上がりましたので、平均農家も小規模農家もこの生産コストより販売価格のほうが高くなり、利益が出るのではないかなど、私はこのように思っております。

これで資料の説明を終わります。

今年8月27日の日本農業新聞の中の女の階段というコーナーに、1人の農家の主婦の手記が掲載されていましてので紹介いたします。もう本当にこれ読んだときに私はちょっと胸打たれたんですが、「ただ働きだった私たち」という題名です。内容読みます。

農家に嫁いで54年、私は一度も給料をもらったことがありません。もちろん、生活費でさえ満足にももらえませんでした。私だけではなく、同年代の農家の嫁は皆同じで、そういう時代でした。母も祖母も皆、ただ働きをしてきました。女の階段の手記集や、農村女性の戦後史の中にも、ただ働きの現状を書いていました。新聞もテレビも、こうした女性たちがいたことを報道したことはありません。子育てをしながら家事や農作業に明け暮れた日々は一体何だったのでしょうか。昔のことは言わないほうがいいと若い人は言いますが、誰にも口にしない今、伝えたい。ただ働きの女性がいたからこそ、安い米や野菜が作られ、日本の農業が続いてきたのだと。こういうふうにかかれております。

私も、生まれたときから稲作農家でした。今も稲作をしております。私はこの記事を読んだときに、本当に大きな衝撃を受けました。周りの農家の主婦の顔が目の前に浮かびました。と同時に、今は亡き私の母が本当に脳裏に浮かんで、ああ、母も一生懸命頑張ってたけど、本当そのとおりだなというふうにかえました。そして私は、なぜ今までこのことに気がつかなかったのだろう。世間の人たちも、どうして気がついてくれなかったんだろうか。それは農家の主婦の犠牲の下に、日本の食が守られてきたのだ。農家の所得はこんなに低いのだと、つくづく考えさせられました。でも、農家生まれの私には、そのことは当たり前のことだったと今では思うんですよね。当たり前のことだったから気

がつかなかったんだと、この手記を見て初めて、ああ、そうだったんだと気がついたわけなんです。

私は今まで政府の農業政策は、消費者目線だったように思えて仕方がないのです。日本の農業を守っていこうとすれば、生産者目線の農政でなければならないと思うんですね。今回、資料や手記を紹介しました。農家の皆さんは所得が低い中、一生懸命頑張っているということを分かってくれたと思います。

要は、農家の所得が低過ぎるから高くするにはどうしたらいいかということなんです。農家がこれからも安心して稲作ができるようにならなければ、日本の食料安全保障は見込めませんし、農業の将来も考えられません。政府は水田政策について見直しをしようとしているので、私も今後の状況を希望を持って見守っていきたいと思います。

慶應義塾大学の名誉教授、金子勝さんは、農家は、将来の経営安定が見通せないで農業経営は続けられない。米価が高過ぎても米離れが起きる一方、減反をやめて米価が下落したら経営が成り立たないという農家の不安もある。収入保険で対応できる範囲は限られる。政府は大規模化が難しい中山間地への支援を打ち出しているが、農家全体への直接支払いに本格的に転換するべきだろうと言っているわけです。私もそのとおりだと思います。諸外国、特にヨーロッパでは、農業所得の90%以上を税金で賄っております。それに対して、日本では30%そこそこです。また、アメリカの場合は日本と同じように、米の販売価格より生産コストのほうが高いのですが、その生産コストを政府が自ら計算して、販売価格との差額を、やはりここも税金で全額負担しているわけなんです。だからアメリカの農家は政府が提示する生産コストを目安に、安心して作付計画が立てられ、輸出競争力のある米を作ることができるといった仕組みになっております。

もし、今のままの状態でも何も対策を取らなければ、近い将来、日本の稲作文化は消滅してしまうのではないかと危惧をしております。米に関する農業施策の必要性について様々な私の考えを述べてきましたが、戸別の直接所得補償について、また別府市として今後の稲作についてどのように考えているのか、観光・産業部長、答弁をよろしくお願いいたします。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

戸別の直接所得補償につきましては、平成22年度から農業者戸別所得補償制度として、作付面積に応じた支援が実施されておりました。平成26年度からは経営所得安定対策の米の直接支払交付金として継続されておりましたが、交付水準を引き下げながら、平成30年度で制度が廃止されております。現在、国が水田政策の見直しを行うとのことですので、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

また、別府市の稲作につきましては、従事されている農業者の方々のお話を伺いながら、持続可能な農業に向けて、皆さんのやる気につながり、新たな稲作の担い手を増やしていけるような施策の可能性を探っていきたいと考えております。

○19番（松川章三） 後がない生産現場の状況をぜひ国や県に伝えていただきたいと、そのように思っております。

日本の農業者戸別所得補償制度は、作付面積に応じて一定の金額を支払うといった助成金でしたが、私はこの政策は、農家の生産意欲を減退させる政策だと思っています。それは減反に参加する農家に対して、反当というのは1反ですね。反当につき補助金を出す仕組みで、米を作るなどと言っていることと同じだからです。前にも述べましたが、農家は米をたくさん作りたいんです。だけど作れば作るほど赤字が出るもんですから、作る意欲がなくなってきているわけですね。日本のすしは、世界中で食べられております。これはおいしいからなんです。このように、日本の米は高くても世界で人気があります。我が国もアメリカのように、販売価格との差額を税金で全額負担する政策を取れば、日本の稲作農家

も世界で十分戦っていけると思うのです。これは国の政策ですから、市としましてはどうしようもありませんが、国に訴えていくことはできると思います。別府市の農業をね、守っていきましょう。ぜひともそのようにお願いしたいものです。

市長、突然の質問で申し訳ございませんが、市長の考えをぜひ聞かせていただきたい。よろしく願いいたします。

○市長（長野恭紘） お答えいたします。

日本人にとって、特に米というものは、やはり特別な思いがあるものだというふうに思います。石高で表してきたわけですし、お金の代わりとして非常に日本では特別なものとしてお米というものがあったというふうに思います。令和の米騒動になって、特にまたお米というものがクローズアップをされて、私は個人的にはいいお米はしっかり高く売って、できるだけ農家の皆さん方の所得を保障して安定させることで、やっぱりお米を守っていくということは大事だと思っておりますが、一般的に食べるお米に対してはどういうふうに安定的に、ある一定程度の安い安価なお米を供給していただいて国民の口に入れるかというのは、これは食の安全保障だろうというふうに私は、もうこれかねてからずっと私は言い続けてきました。

エネルギーの安全保障という言葉もあるように、固定買取り価格制度ができて、エネルギーの安全保障はできるわけですから、食の安全保障、これができないわけがないので、これもしっかりとエネルギー同様、食の安全保障というものをしっかりと確立をして、入り口から出口までこれを確保していくと。やはり売先も、作るところから売るところまで、しっかりとこれは国がバックアップをしていくというのが、これは正しいんだろうというふうに思っています。

うちも実家が農業者ですから、農業がいかに大変で、しかも稼ぎにくいというのは私自身も本当に実感をしているところでございますので、これについてはこれから先の国の根本的な農業政策がきつと変わってくれるだろうという期待を込めておりますが、しかしながら言い続けないと駄目だというふうに思っていますので、ちょうど市長会等でもこういう議論が出ますので、しっかりと国に向けて根本的な食の安全保障、農業政策の大転換を図っていただきたいと、農業者の皆さん方がしっかりとやる気を持って稼げる農業に転換をして、我々が食料に困らないしっかりとした対策を、根本的に講じてもらうように訴えていきたいというふうに思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

○19番（松川章三） 市長、ありがとうございます。私もね、ぜひとも日本の食料は日本人で作って、日本人が賄えるようになっていかなければならないと、そのように思っております。市長の、これから訴え続けていきたいという言葉聞きまして、私も非常に勇気が出ております。

農業者というのは本当に、皆さん今までこの米の騒動が出なかった場合、どういうふうな状況であったのかって、今さっきのそういう生産コストの状態であったりとか販売価格の状態であったりとか、もう生産コストが数段かかっているわけですよ。そういうような状況が分かってくれたと思います。これから先、農業はやはり国の根幹、市の根幹ですので、ぜひともやっていただきたいと、そのように思います。

実は、途中で止まっとたんですが本当は1時間これたっぷりするつもりだったんですけども、もうここで市長の質問まで答弁をしていただきましたので、私の質問をこれで終わります。どうか皆さん、農業のことを考えてください。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○5番（谷口和美） ビーワンべっふ、谷口和美です。最終日の最後ということで、気を引き締めて通常どおり元気に行ってまいります。

それでは、教職員による児童生徒に対する性暴力について、これまでの一般質問において、初日には泉議員、本日午前中には阿部真一議員が取り上げていらっしゃいました。教職員による児童生徒に対する一連の性暴力事件、この事件は、昨年から今年にかけて、女子児童の下着などを盗撮し、SNSグループに70点もの動画や画像を共有した疑いなどで、名古屋市小学校教諭2名と、横浜市の小学校教員が逮捕、起訴されたものであり、逮捕されていない残りの7名のうち、また新たに1名、神奈川県の中学校の教員が先週起訴され、そしてまた新たに北海道千歳市の中学校教員が逮捕されております。

この一連の事件の発覚は盗撮の案件ではなくて、逮捕されたうちの1人が、少女の持ち物に体液をかけたとして器物損壊罪で起訴されたことがきっかけで、10人のLINEグループの存在が明らかになっています。器物損壊罪で起訴されていなければ、今もまだ犯人たちは罪を犯し続けていたこととなります。残念ながら、氷山の一角にすぎない今回の事件、まだまだ犯罪の手はどこかではびこっていることでしょう。この衝撃的な事件により、保護者からの声もいただいております。まだ逮捕されていない人が、子どもが通っている学校にいる可能性だってある。盗撮は撮られている側は、ましてや子どもにはとても気づきにくい。子どもとも今回の事件について話したが、先生との信頼関係ができていても、こんなにひどいことができるなんて、何をどういうふうに信じたらいいのか分からなくなるといったような御意見を伺っております。

今回の事件について、市教委としてはどのように捉えているか、御答弁願います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

本来、教員は児童の安全と福祉を守る立場でございます。今回の事件はその信頼を著しく裏切る行為であり、教育現場全体の信頼を損なう重大な問題であると捉えております。この事態を重く受け止め、このような事件が二度と起こらないよう、教員の倫理教育や監督体制の見直し、服務規律研修のさらなる充実、再発防止策の実施等、教育現場の信頼回復に向けて真摯に取り組む必要があると認識しております。

○5番（谷口和美） 事件後、文部科学省から全国の教育委員会へ教師の服務規律確保の徹底を求める通知が出されておりますが、その内容がどういったものであったのか、そして通知が出された後の対応はどのようなものだったのか、お答え願います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

文部科学省から、児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底についての通知が出され、教職員の意識改革、教職員研修の実施と充実等の学校における取組、罰則の厳格化等が示されました。

別府市におきましても、7月15日に臨時校長会議を開催し、各学校長に綱紀粛正と服務規律保持の徹底を指示いたしました。これまでも、各学校で教職員の服務規律保持に関する研修を実施しておりますが、改めて児童生徒性暴力等の防止に関する研修の実施、個人の携帯電話等を用いた児童生徒とのSNSやメール等でのやり取りや、学校内外の撮影行為の原則禁止の徹底、盗撮防止に当たり、不審なものが置かれていないか、教室やトイレの点検等を行っております。

○5番（谷口和美） 各学校では研修や会議が行われたということですが、通知の内容的には一理あるものの、事は深刻なだけに、通知レベルの対応でいいのか、これによってどの程度防ぐことができるのかという意味では、具体性に欠け、効果に疑問は残ります。

しかし、効果的な防止策であれば、子どもたちが安心して学校に通えるのはもちろんのこと、断続的な周知徹底は犯罪の啓発にもつながり、踏みとどまらせる一歩にもなるやもしれません。性暴力防止対策についての模索というのは厳しいですが、停止することなく、有識者なども交えた防止対策などを積極的に取り組んでほしいと思います。そして、これからの研修などは単発ではなく、風化しないためにも、市教委と各学校がこ

れまで以上に連携して、教員同士、互いを啓発し合って、持続的な性犯罪防止に努めていただきたいと思います。強く要望いたします。

では、教職員に貸与されているタブレット端末やパソコン、デジカメ等の管理体制はどのようなになっていますでしょうか。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

学校においては、個人の端末を校内のインターネットに接続することを禁止しておりますので、教育情報は支給されているパソコンまたはタブレット端末でなければ扱うことができません。また、教職員は業務以外の目的でウェブを閲覧してはならず、情報の発信にも規定がございます。学校長は教育情報の管理責任者として、必要に応じて教職員が持つ教育情報を閲覧し、指導しております。

○5番（谷口和美） 管理体制がなされていることは理解いたしました。学級だよりなどに載せるため、児童生徒の写真を撮る際のタブレット、またはデジタルカメラなどの取扱いは、例えば使用制限を設定し、作業が終わったら即削除することや、写真の取扱い等の定期的な確認や点検の強化にも努めていただきたいと思います。

今回の事件に限らず、性暴力から児童生徒を守る上での見守り体制や、今後の対策についてはどのように考えているか、お答え願います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

予防策の強化として、教職員への定期的な教職員研修の実施とその充実、児童生徒への適切な性教育と権利教育の実施が考えられます。また、監視報告システムの改善策として、教職員間の相互チェック体制の確立や、定期的な児童生徒へのアンケート調査等が考えられます。

これらの対策を総合的に実施し、継続的に評価改善していくことが重要であり、教育現場の信頼を損なわないよう、バランスの取れたアプローチも必要であると考えております。

○5番（谷口和美） どうか、真摯に取り組んでいただきたいと思います。

今回の事件を機に、単に学校の限られた問題、一部の悪質教員の問題と矮小化するのではなく、社会全体として、何よりも子どもの権利と安全が脅かされている問題として、真摯に対策を講じることが重要であると考えます。また、児童生徒が何らかの違和感を覚えたらすぐに相談しやすい環境をつくることも重要です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の体制強化も、併せて要望いたします。

それでは次に、包括的性教育について。

インターネットやSNSが普及した昨今、特に子どもや若者は歪んだ性の情報、あからさまな性的情報に過剰にさらされています。アダルトサイトなどには、相手を支配したり、暴力的な表現が多く、人間観や認知のゆがみを生じさせ、DVや不同意性交の性犯罪につながるリスクも多く存在します。学校でしっかりと正しい知識を教えられていないのに、何か起きると自己責任とされ、乳児の遺棄事件、虐待事件については、母親だけが責められがちです。子どもや若者が、人生において責任ある選択をするための知識やスキルを学ぶことはとても重要です。そのためには生殖器官や妊娠についての知識の教育だけではなく、性交、避妊、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた包括的性教育が必要です。

多くの国では、国連教育科学文化機関、ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスに沿って、性教育が行われております。包括的セクシュアリティ教育とも呼ばれる包括的性教育とは、単なる生殖の知識にとどまらず、性を人権の視点で捉え、心や体、社会など幅広い側面から体系的に学ぶ性教育を指します。あらゆる性別が平等であり、多様な性の在り方があることを前提に、性に関することを生殖だけでなく、コミュニケーションや人間関係も含めて学ぶものです。この包括的性教育について市教委としてはどのように捉

えているのか、御答弁ください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

学校における性教育は、学習指導要領に基づく基礎的な学びとして重要であり、同時に、国際的に提唱されております包括的性教育の理念も参考にしつつ、児童生徒が自他を尊重し、健やかに成長できるよう、適切に取り組んでまいりたいと思います。

○5番（谷口和美） 包括的性教育が必要とされる主な理由は、子どもたちが自らの健康や幸福、尊厳を守り、性に関する正確な知識とスキルを身につけるためです。正しい生の学びを届けなければいけない理由の一つに、子どもを取り巻く環境がございます。

2021年日本財団の18歳意識調査では、男子が性行為に関する知識を得る先の1位は友達、友人、知人。2位のアダルトサイト、これは3位の学校の授業という回答よりも遥かに多く、正しい情報で性を学んでいるとは言い難く、歪んだ誤った情報を得ていることが非常に多いと取れます。厚労省が発表している15歳と16歳の人工妊娠中絶件数のグラフでは、高校1年生で一気に件数が跳ね上がります。その理由は、十分な知識がないのに性交渉をしてしまうということが考えられます。避妊や中絶は、高校2年生の保健の授業で扱われますが、それでは遅いことは明かです。警視庁によると、令和4年の配偶者からの暴力事案等相談件数は、DV防止法施行後過去最多で、男はこうあるべき、女はこうあるべきといったジェンダーバイアスと直結するDV問題も、性の学び不足から来ていると考えられます。

こども家庭庁によると、児童虐待数の件数も令和元年度に20万件を突破し、年々上昇しております。そのうち、令和3年度の性虐待は1.1%と少ないのですが、そうではなく、性的虐待は第三者が発見しにくく、子どもの性的虐待の加害者は、ふだんは優しく接している場合が多いため、子どもは被害に遭っているという認識が薄いためです。そして、「NPO法人デートDV防止全国ネットワーク」の意識調査では、中学生と高校生の4割がデートDVの被害を経験したという結果も出ております。

性に関する話は、表立ってするものではないという共通認識ができてしまうと、性に関する悩みを抱えていても恥ずかしくて誰にも言えないと、一人で抱え込んでしまい、その結果、性感染症などの病気や、性暴力被害、望まない妊娠など、問題が深刻化してまいります。助けを求めることができる環境にするためにも、幼いときから性教育を行うということが大変重要だと考えております。

では、別府市の幼稚園児、小学生、中学生に対する性教育の現状はどのようになっているのか、御答弁願います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

幼稚園では、日常生活を通じて男女の体の違いを伝えたり、プライベートゾーンの概念を教えたりしております。小学校では保健体育や道徳で体の発育や生命の誕生について学びます。中学校では、保健体育の授業で、思春期の心身の発達や性感染症、妊娠防止などについてより詳しく学習し、正しい知識と判断力を身につけることを目指しております。

○5番（谷口和美） 多くの課題があると言われている日本の学校現場の性教育、度々話題にのぼりますのが、歯止め規定です。日本の小学校、中学校、高校では、文部科学省が出している学習指導要領に基づき、体育や保健体育、道徳、特別活動などを通じて性に関する指導を実施しています。

しかし、小学5年生の理科で人の受精に至る過程は取り扱わないものとする、中学校の保健体育で、妊娠の経過は取り扱わないものとするという2つの歯止め規定があり、小中学校では性交や避妊については原則、授業では取り扱わないとされています。理由は、妊娠や出産が可能となる成熟が始まる観点からとなっているようですが、中学生の多くが月経、射精を経験し、妊娠や出産が可能になるため、どのような行為をしたら妊娠に結びつ

くかを知らないといけないのに、指導要領では、性交については性的接触と曖昧な表現が使われております。なので、どうすれば精子と卵子が結合するかについても、性的接触という言葉で書かれていて、例えば手をつなぐ、ハグをするも性的接触ですので、非常に曖昧な記載だなと思っております。

学習指導要領は、文部科学省が約10年置きに改定して定めているもので、小学体育では「異性の関心が芽生える」や、中学保健体育では「異性への関心が高まったりする」との文言があり、これに苦しんでいる児童生徒もいると言われております。さらに、性感染症の項目にはコンドームが有効であると書かれておりますが、性交を取り扱わずにコンドームについてどうやって教えるのかなど、そういった部分は非常に不可解であります。文部科学省は、歯止め規定について、決して教えるはならないものではなく、現状に合わせて発展的内容を教えることは問題ないとしていますが、実際には歯止め規定があることで、より踏み込んだ性教育を行いにくい現状があると考えます。

性教育の必要性について、市教委としてどのように考えているのか、また、子どもたちを守る意味でも性教育が重要だと考えますが、今後積極的に性教育を進めていくお考えはあるか、御答弁願います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

性教育は、児童生徒が生命のとうとさを理解し、心身の健康を守るために必要不可欠であり、性感染症や性暴力の防止など、現代的な課題への対応にも資するものですので、発達段階に応じた性教育を適切に進めてまいりたいと考えております。

○5番（谷口和美） 市教委としても必要性は十分に伝わってまいりましたが、積極的に進めていくとなると、現実的な課題は多くあると考えます。性教育を積極的に行っているほかの自治体を見てみると、外部から医師や助産師を招き、段階に合った性教育を行っているところ、また、教員自らが性教育に力を入れ、事業として進めていっている学校など様々です。性教育を進めたいけど進めづらい点においては様々考えられますが、教員の性教育のスキルや、現行の性教育の不十分さや、困難さ、戸惑い、サポートの必要性もあると思います。教員の性教育のスキルアップはこれからの課題にもなっていくと思いますので、力を入れていかなければなりません。

では、命を大切にす意識と、子どもたちが性被害の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、令和2年、政府が策定した性被害・性暴力対策の強化の方針を受け、文科省が推進した命の安全教育という教育がありますが、市教委では実施していますでしょうか。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

学校における命の安全教育という視点から、児童生徒が自らの生命を尊重し、危険から身を守る力を養うための内容について、各教科等で積極的に指導しております。

○5番（谷口和美） この命の安全教育は、2023年度から、幼児教育から大学までの全ての学校において推進されておりますが、実施展開していない自治体もまだまだあるとお聞きします。この命の安全教育については、プライベートゾーンについては記載をされておりますが、性器の名称などは出てきません。性器はどうして大切なのかを教えないで、大切なところは守りましょうと幾ら言ってもなかなか子どもたちの心に落ちてこないのではないかなと思います。また、触れ合いについて、触れ合いは危険なもので、距離を取らなければならないというような子どもたちの権利ベースではなく、表面的に丸々してはいけないと指導することが多いなど、私は実際読んで感じました。自分の体は人に見せたり触らせたりしてはいけないというのはよくありますが、前提となる自分の体に誰がどのように触れるかは、全て自分で決める権利があるという体の権利についての学びは、あまり感じられなかったなというふうに思います。命の安全教育に関しては、包括的性教育の一部

といったような内容でありますので、やっぱり私は包括的性教育の必要性を感じております。

東京都では、性教育の手引きというのを策定し、指導の系統性、関連性を重視して、性の情報の氾濫や性感染症への対応、性同一性障害などに関する正しい理解等、性をめぐる現代的な課題に対応すべく、学習指導要領に示されていない内容を含む授業を実施する場合の保護者の理解、了解を得る方法などを具体的に提示するなど、小中高、特別支援学校、それぞれの指導事項例を生物的側面・心理的側面・社会的側面に加え、生命の尊重の4つの側面で分類し、体系化されてます。東京都以外にも、神奈川県、政令市では札幌市、大阪市など各自治体で性教育の手引きなどを策定しております。

学習指導要領は最低限の基準であって、これを超える教育を行うことを禁止するものではありません。現在別府市には、性教育に関する手引きやガイドラインなどがあるのか、もしなければ今後作成する計画はあるのか、御答弁願います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

各学校におきましては、学習指導要領を基盤とし、文部科学省や大分県等が作成した補助資料等を活用しながら学習を進めております。

○5番（谷口和美） 私が調べた結果、大分県には性教育の手引きといった性教育を進めていく上でのキーコンセプトとなるような、しっかりとしたガイダンス等はございませんでしたが、県にはそういった補足資料などもあるということなので、ほかの都市の事例などを参考にして、ぜひ大分県と連携した性教育に関する教育計画を立てて、県と協働での性教育の手引きなどの策定が有効ではないかと考えます。一貫したカリキュラムベースの包括的性教育であれば、大分県内のほかの自治体の性教育の推進にもつながっていきますので、ぜひ県と連携した性教育の手引き等の策定の検討も、視野に入れていただきたいなと思います。

性教育は学校だけでなく、家庭における性教育も重要であると捉えております。一昔前とは違い、性教育に関して関心のある保護者は増加しておりますし、性教育を家庭でも行いたいけれども、どうやったらいいかわからないという意見もよく耳にします。今後、児童生徒、保護者を対象として、性教育に関する意識や実態についてアンケートを取ることでも必要ではないかと考えますが、市教委としてのお考えをお願いします。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

性教育に関する意識や実態についてのアンケート調査の実施につきましては、他市の状況や学校の意見等を踏まえながら、必要に応じて適切に対応してまいります。

○5番（谷口和美） 私はもう、その必要なときになっていると思っております。一昔前なら、保護者からの反対も多くあったと思います。しかし、正確な情報、科学の知識に基づいて、子どもたち自身がより安全な行動を選択する力をつけること、トラブルがあったときに適切な情報、相談や支援にたどり着くことを目指す性教育の実践は、子どもたちをめぐる社会的課題の解決につながる必要な学びでもあると確信しております。この包括的性教育は、性について真剣に向き合って考え合う経験でもあり、性を肯定的に捉え、大人との信頼関係を構築することにもつながっているんです。ぜひとも、保護者や児童生徒に必要な性の有無を聞いていただきたいと思います。心から強く要望させていただきます。

そして、実施したほうが良いと多く意見が上がったときには、ぜひ積極的な包括的性教育を子どもたちに教えていただきたいと思います。私も全力で尽力させていただきます。

では、冒頭お伝えした包括的性教育の世界基準、国際セクシュアリティ教育ガイダンス、今日、本をこちらに持ってきたんですけども、これはユネスコやWHO、世界保健機関などが協働し、セクシュアリティ教育に関わる世界の国々の専門家の研究と実践を踏まえて発表されたもので、2009年に初版、2018年に改定され、国際的な性教育の指針となって

おります。全ての国の教育政策担当者を対象にして、5歳から18歳以上までの子どもや若者にとって、科学的に正確で、それぞれの年齢に適したカリキュラムを提供できるようにまとめられ、世界各国での教育政策の参考とされております。

学習目標としてのキーコンセプトは、1、関係性、2、価値観、人権、文化、セクシュアリティ、3、ジェンダーの理解、4、暴力と安全確保、5、健康と幸福のためのスキル、6、人間のからだの発達、7、セクシュアリティと性的行動、8、性と生殖に関する健康の8つの要素で構成されていて、年齢に合わせて段階的に学んでいくのが特徴です。海外ではオランダ、ドイツ、スウェーデン、フランス、アメリカ、アフリカ、ベトナムなど100か国以上が導入、実施しております。

国内でも、このカリキュラムに基づいた独自の包括的性教育を策定し、積極的に取り組んでいる自治体も少しずつ増えてきています。この国際基準の包括的性教育を行った学校の結果としては、初めての性交年齢を遅らせた、性交の頻度の減少、性的パートナーの数の減少、リスクの高い行為の減少、コンドームの使用の増加、避妊具の使用の増加が科学的根拠として上げられております。包括的性教育は、若者の性行動を促進することではなく、むしろ責任感を高め、リスクの高い性行動を減らし、慎重な行動につながるということが明らかになっております。

教育プログラムは、科学的に正確であり、5歳から18歳まで年齢、成長に即し、徐々に進展するカリキュラムで、人権的アプローチ、全ジェンダー平等を基盤に、包括的であり、文化的関係と状況に適用させながら、健康的な選択のためのライフスキルを発達させるということが特徴です。なので、幅広い内容をジェンダー平等を前提に組み立てて、一方的な知識の提供だけではなくて、ワークやグループディスカッションを取り入れて、自分の考えに向き合っ、それを他者に説明すること、また、他者の考えも聞くことなど、交渉などのスキルについても重視した授業の設計が組み立てられるものです。児童生徒が自分事として素直に学べる環境をつくることができます。

他都市では、国際的セクシュアリティ教育ガイダンスに基づき、カリキュラムを策定し、教員や外部講師などで性教育を積極的に取り組んでいる学校が増えてきております。市教委でもぜひ進めていってほしいですが、御見解をお聞かせ願います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

学校における性教育は、学習指導要領に基づき適切に実施しております。加えて、国際セクシュアリティ教育の理念も参考にしつつ、児童生徒が自他を尊重し、健やかに成長できるよう、適切に取り組んでまいります。

○5番（谷口和美） 学習指導要領ですと、一歩踏み込んだ性教育の実現は難しいと考えます。児童生徒が年齢や成長、社会的背景に合わせた正しい情報の性教育が、性暴力や望まない妊娠などの抑制につながっていきます。

私は性教育というものは、幼き頃から年齢や成長に合った包括的な性教育が、その子の人生の道をつくっていくと言っても過言ではないと思っております。日本は性犯罪の刑罰が非常に軽い国です。法務省の刑法改正審議会では、専門家や被害者団体から、性教育の不足により、同意や被害の深刻さが理解されず、立法の遅れにつながっているとの意見が複数提示されております。未来ある子どもたちが明るい道を歩いていくために、包括的性教育は必要です。

これまでの性教育に関する質疑応答を踏まえた上で、最後に性教育の在り方について、教育長のお考えをお聞かせ願います。

○教育長（寺岡悌二） お答えいたします。

近年、子どもたちを取り巻いている社会環境や家庭環境は非常に複雑で多様化していると思います。インターネットをはじめ、ソーシャルメディアによって子どもたちが性的な

情報に触れる機会が非常に増えていると思っております。もう子どもたちは性被害、あるいは多様な性などに直面することがありますけれども、やはりその対応としましては、幼児教育から中学校教育までそれぞれの成長段階に応じて系統的な性教育をしっかりと実践する必要があると思っております。性教育は子どもたちの命や人権を守り、生涯を通じて健全な人間関係をつくる非常に重要な土台となっておりますので、学校と家庭と地域がしっかりと連携して性教育を実施し、子どもたちを守っていく必要があると思っております。

また、校長先生はじめ教職員に対しまして、しっかりと性教育の重要性を自覚し、子どもたちをしっかりと守らなければいけない教育だと思っておりますので、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

- 5番（谷口和美） 寺岡教育長、ありがとうございます。ぜひ市教委で、これからの性教育に関しての位置づけとして、現状の性教育の内容をいま一度精査していただき、課題点であったり、不足している部分であったり、必要性なども含めて議論の場をどうか設けていただきたいと思っております。そして、保護者と生徒へのアンケート調査なども併せて強く要望させていただきます。

包括的性教育に関しては、これからも一般質問で議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、ヘルプミーハンドサインについて。

皆さん、親指を手の内側に曲げて、親指の上にはほかの4本の指をかぶせて握る、このハンドサインを御存じでしょうか。これは暴力や痴漢、誘拐、虐待等危険な状況下において、声を出せない状況で言葉を使わずに片手で助けてというのを伝えるためのヘルプミーハンドサインといいます。これはもともと、女性をDVなどの暴力から守るためにカナダの女性財団が考案したのですが、現在カナダ、アメリカ、イギリス、フィリピンなどで普及が進んでおります。英語版の映像しかなかったために、日本ではまだまだ知られておりません。市教委ではこのサインを認識しているか、御答弁願います。

- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

NPO法人日本こどもの安全教育総合研究所が提唱しておりますヘルプミーハンドサインの存在につきましては、認識しております。

- 5番（谷口和美） 日本国では滋賀県の甲賀市というところが周知啓発しているようですが、このヘルプミーハンドサインを市教委として啓発したことはございますでしょうか。
- 学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

ヘルプミーハンドサインを、市教委として啓発したことはございません。

- 5番（谷口和美） このヘルプミーハンドサインは、日本ではまだまだ浸透はしておりませんが、私が調べたところ、アメリカでは16歳の女の子が誘拐をされた際に、車の窓からこのハンドサインを送り続けて、たまたま見つけたドライバーが通報して救出されているようです。また、31歳のアメリカの女性が元交際相手に車で誘拐された事件では、立ち寄ったガソリンスタンドでのこのサインを、犯人に分からないように周りに送り続けて救出されたといった事例がございます。しかしこれは、多くの人が認識をしていないと効果がないサインのため、多くの人がこのサインを共有することができれば、救える命があると考えられ、今日本でも少しずつ啓発が進んでおります。

年齢や性別、障害、国籍、場面や被害にかかわらず、命の危険から被害者を守るために役立てることができ、とりわけ例えば知的障がいや発達障がいのある子ども、発語ができないお子様、子どもへのSOSの出し方の指導については、福祉や防犯教育の領域でも、これまで十分に考慮されてきませんでした。このハンドサインが普及すれば、障がいのある子どもも、暴力などから命を守る手段が一つ増えることになって、救える命があると期待できます。ヘルプミーサインの説明を聞いて、市教委としてどのように捉えたか、また、

認知度を高め、子どもたちや市民の命を守るためにも、今後、市教委において啓発してほしいと考えますが、見解をお聞かせ願います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

ヘルプミーハンドサインは大切であると認識しております。今後は必要に応じて啓発したいと考えております。

○5番（谷口和美） このサインの最大の特徴は、手元に防犯機器がなくても、声が出せない状況下でも、自分の手や指を使って日常的な何げない仕草で危険を伝えられる点です。まずは、一人でも多くの大人や子どもたちにこのサインを知ってもらうことが重要ですので、私自身も啓発に努めますし、市教委としても啓発の検討を強く要望したいと思っております。

それでは次に、市立幼稚園の2年保育開始について。

今後の2年保育実施に向けたスケジュールをお答え願います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

公立幼稚園は令和7年度末に3園、令和8年度末に4園を閉園いたします。令和9年度からは7園体制に集約し、東山幼稚園を除く全園で2年保育を実施します。東山幼稚園は3年保育を継続いたします。

○5番（谷口和美） 令和9年度からは、東山幼稚園を除く6園で2年保育を実施することが決定となったということですが、理由としてはアンケートなどで保護者からの要望が多かったということですが、私の周りでは、認定こども園や保育園にずっと預けたいという方がとても多くて、そもそも2年保育の運営に反対をする方もおりましたので、全園での2年保育の実施には、正直私はびっくりしたのが正直な感想です。当初予定の2園からスタートして、そこから考慮しても十分だったのではないかなとも思っております。

そして、認定こども園へ移行されなかった民間保育園の運営状況の圧迫なども心配だと懸念いたしております。とはいえ、実施すると決まってしまう以上は、しっかりとした人員体制で行っていただきたいですが、2年保育実施となると、1園当たりより多くの教職員が必要になりますが、人員確保についてどのように考えているか、御答弁願います。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

令和7年度は、5名の幼稚園教諭を採用しました。令和8年4月採用の幼稚園教諭は4名を採用予定であり、令和9年度に向けて人員確保に努めております。

○5番（谷口和美） 2年保育というのは、例えばお困りのあるお子様の保育という観点から見ると、非常に適切な保育であって、2年の時間をかけて、園児一人一人に対し効果的な働きかけになるのだと考えられますし、しっかりと組み立てられた2年間の幼児教育が実践されると、進学してからの小学校生活を円滑に送れることが予想されます。

とても重要なカリキュラムではありますが、公立幼稚園で5歳児を対象とした1年保育から、4歳、5歳児対象の2年保育実施になると、新たなカリキュラムが必要になると思いますが、どのようなものか御答弁ください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

2年保育開始に向けて、現在、新たな教育課程の開発を進めております。この過程においては、2年間の連続性を重視し、スムーズな学びの積み重ねができるカリキュラムの構築、特別に支援を要する園児への対応について、専門家を招いての研修実施や、既に4歳児、5歳児の保育を行っています他市の公立幼稚園への視察等の取組を通じて、子どもたちの成長と学びを支援する質の高い教育課程の開発に努めております。

○5番（谷口和美） 現在構築中であるということですが、2年の保育をかけてしっかりと成長ができて、その後の小学校生活で柔軟に溶け込めるよう、園児たち自らが物事を自分たちで決定して、自発的に行動ができるようなカリキュラムを期待して、この項を終わり

たいと思います。

それでは、空き家対策について。

国土交通省によると、2018年時点で349万戸あるその他の空き家の総数は、2030年時点で470万戸にまで増加すると推計されています。別府市でも人口減少に伴い、空き家の増加が懸念されており、実際に住宅地での空き家が目立つようになってきました。まず、空き家の件数の推移について、それから、空き家の取組状況及び効果としてどのように実績が上がっているのか、御答弁願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

空き家件数の推移といたしまして、令和4年度の実態調査で2,407軒を確認しており、令和5年度2,455軒、令和6年度2,395軒となっております。

また、空き家対策として予防・活用・除却の3つの視点から取組を行っており、令和6年度の空き家件数が減少していることから、一定の効果は出ているものと考えております。

○5番（谷口和美） 空き家には4種類ございまして、賃貸用の空き住宅や、週末や長期休暇のときにたまに使用する別荘などの二次住宅、売却目的の売却用住宅、そして放置された住宅や、長期不在で住んでいない住宅、いわゆる親族が不在になった実家などがそれに当たる、その他の住宅に分けられますが、このその他の住宅という空き家が20年で1.9倍となっていることが、近年の空き家問題の原因の一つと考えられます。

こういった空き家の中には、所有者不明物件も増えているとお聞きします。相続登記などがされておらず、所有者等が分からない、所有者が特定できない空き家についてはどのような対応を行っているのでしょうか。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

所有者が不明な空き家や、緊急的な対応が必要な場合などに限っては、市は必要最小限の措置を取ることができるようになっております。根本的な解決に向けては、財産管理人制度の活用を考えております。

なお、現在30軒ほどの所有者が不存在の空き家を把握しております。

○5番（谷口和美） 別府市空家等対策条例第47号の第13条に、その旨が定められております。そして第3条には、空家等の所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する空家等が管理不全空家等、または特定空家等にならないよう、常に自らの責任において適正に維持管理しなければならないとも定めております。

しかしながら、現状は相続人が遠方であったり、管理不十分な空き家も多く、近隣住民に被害が及んでいるケースも少なくありません。特に、高齢者の1人世帯などで親族が遠縁であったり、関係性が希薄な方も多く、生前に対策が取れていない、また、相続時の家族間トラブルで空き家が放置されているなど、空き家が所有者不明予備軍とならないように、空き家になる前に未然の対策というのは大変重要であると考えます。

特に、高齢者世帯であれば、地域包括支援センターとの連携や民生委員さんとの協力など有効的であると考えますが、現在どのような対応をしているのか、御答弁願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

空き家の予防施策としまして、死亡届出時に相続関係者の方に空き家のリーフレットを配布し、空き家の適正管理、利活用の必要性や相続登記の義務化、さらには住まいのエンディングノートを活用した生前整理などの周知と啓発に努めております。

また、専門家の方による空き家相談会の開催など、空き家の発生を予防するための啓発活動を実施しております。

○5番（谷口和美） 死亡届時のリーフレット配布や、住まいのエンディングノートなどの周知啓発を行っているということですが、元気なうちに、日頃からの生前整理の推進はとても大切です。特に、1人世帯の高齢者においては、地域包括支援センターさんや民生委

員の皆さんとの連携を生かし、住居の生前整理の強化も図っていただきたいと思います。

では、次に、空き家利活用について現在どのような取組を行っているのか、御答弁願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

空き家の利活用の取組につきましては、空き家バンク制度の活用促進や、空き家の利活用補助金などの支援を行っております。さらには流通しにくい案件について、所有者と近隣の方などとのマッチングを行い、解体費と登記費用程度で売買ができるような働きかけも進めております。

○5番（谷口和美） 他都市では、地域性に合った幅広い政策に取り組んでいるものがありまして、例えば新潟県加茂市では、企業から集めた広告料を活用して、官民協働でガイドブックを発行し、詳しい情報を幅広く広報していたりしています。そして、鳥取県米子市では、既存の仕組みをうまく活用して、固定資産税の通知書に空き家問題対策を啓発する資料を同封して、空き家対策にかかる費用等のシミュレーターのご案内を掲載し、活用したり、市民への情報提供を行っていたり、空き家バンクに関しては、栃木県栃木市では、移住者など条件を問わずに、リフォーム費用の2分の1を補助したり、税金の軽減措置などが行われております。

空き家バンク制度に関しては、ある程度条件などもあり登録件数が少ないと感じておりますが、考えられる理由と今後どのように対応していくのか、お答え願います。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

人口減少や既存ストックの老朽化など、様々な問題がある中で、自分が生まれ育った家を手放すことなどには抵抗があり、いずれは戻って住みたいなど考えられている方も多く、空き家の利活用が進まないような状況になっております。そのような方に対しまして、相談窓口を一元化することで、直接また丁寧な説明を行うなどの取組をはじめ、空き家の除却補助金や利活用補助金をより使いやすくすることなど、併せて進めております。

○5番（谷口和美） 確かに、私の周りでも生まれ育った家を他人に貸すということや売るといふことの不安があるという方は結構いらっしゃいます。別府市の第二次空家等対策計画、令和7年8月改訂版によると、空き家にしておくことの理由として、物置として必要であったり、好きなときに使いたい、将来自分や親族が使うかもしれないなど、住居に対しての愛着心がゆえの理由も多く見られました。

空き家を生かすことのメリットとして、契約期間を定めた定期借家契約制度だったり、リフォームは借りた人にお任せして、その分家賃を安くするD I Y型賃貸借などもあります。別府市の取組においても空き家を管理することのメリットの啓発にも力を入れていってほしいと思います。また、空き家の相談窓口としての機能を一元化するワンストップ相談窓口や、ゼロ円物件マッチングなど、できることは様々あると思いますが、今後どのような対応や取組を行っていくのか。また、空き家を利活用するにも、リフォームを民間業者にお願いすれば多大な費用が必要になって、実際諦めたというお話もよくお聞きしますし、別府市空き家等対策計画に掲載されていた、市内の空き家の状態について一番多く占めていたのは、小規模な修繕で利用可能な物件というものでした。そのような場合に、ちょっとしたD I Yで修理や片づけなどを安くできるような仕組みづくりもこれから必要だと考えますが、見解をお聞きいたします。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

空き家の管理活用対策としまして、専門性や複雑な問題も相談できる窓口機能など、早期に問題解決を図れるような官民連携型のプラットフォーム構築に向けた準備を進めております。物件のマッチングなど、民間事業者のノウハウを取り入れ、空き家ストックの有効活用を図り、さらには市民や学生の方々にも参加いただき、情報の交換・共有を行いな

がら、空き家LABOとして様々な取組に参加いただける場にしていきたいと考えております。

- 5番（谷口和美） 空き家LABOというプラットフォームを現在構築中ということで、ぜひ柔軟性のある多機能的な場所にしていただきたいと思います。私も前回の空き家を語ろうに参加させていただきましたが、空き家に興味・関心がある方ならどなたでも参加できます。空き家問題は自分の住んでいる地域の課題の一部なので、自分事として捉えていただき、ぜひ多くの方に関心を持っていただきたいと思います。

では、次に、市民の方からよく、別府市の空き家物件を一括して見られる探しやすい環境をつくってほしいと要望されることがあるんですが、例えば空き家を必要としている人が多くの物件を一度に見ることができるようなサイトがあると、一元化されて分かりやすいのではないかなと考えますが、見解をお聞かせ願います。

- 建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

空き家の利活用を考えている方の要望にお応えできるような、空き家バンクのさらなる拡充を図るとともに、空き家のマッチングなど、様々な相談に対応できるよう、窓口の一元化を図り、プラットフォームの機能を持った仕組みづくりを行ってまいります。

- 5番（谷口和美） ぜひとも借手と貸手のニーズに合った仕組みづくりと、空き家のことならそこに相談すれば全て解決するといった一元化を目指していただきたいと思います。

先日、私も参加した空き家を語ろうという空き家のプラットフォーム構築を目指している会ですが、様々な事業者の方々が集まって、空き家についての意見交換会の場として開催しておりますが、その目的と今後の空き家対策についてこれからどのように展開しているのか、お聞かせ願います。

- 建設部長（山内佳久） お答えいたします。

まず議員さん、空き家のLABO参加ありがとうございました。まず現在進めている状況でございますけども、官民連携型の空き家プラットフォームの構築に向けた様々なテーマについて、意見交換などを4回に分けて行っており、多くの方に参加いただき、本市の取組について理解を得ているところでございます。

今後は、担い手の人材育成などを行い、この空き家プラットフォームが形骸化することなく機能し、将来的には自走運営ができるよう準備をこれからも進めてまいります。

- 5番（谷口和美） 別府市の空き家対策の未来を担う取組に期待して、これからも注視させていただきます。ありがとうございました。

- 議長（小野正明） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了しましたが、明日26日から28日までの3日間は事務整理及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は29日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、明日26日から28日までの3日間は事務整理及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は29日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時27分 散会